本文

昭和一六七二

官報

昭和七年七月二十七日
第千六百七十二號　水曜日

勅令

朕陸軍技術本部令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

昭和七年七月二十六日

内閣總理大臣　子爵　齋藤　實
陸軍大臣　荒木　貞夫

勅令第百七十六號

陸軍技術本部令

第一條　陸軍技術本部ハ陸軍所要ノ兵器（陸軍航空本部管掌器材ヲ除ク以下之ニ同ジ）及兵器材料ノ考案、審査及制式統一ヲ爲シ、此等兵器及兵器材料ノ檢査ヲ統理シ、陸軍技術ノ調査及研究竝ニ試驗ヲ行ヒ其ノ改良進歩ヲ圖ル

第二條　技術本部ニ總務部、第一部、第二部及第三部ヲ置ク

各部ノ事務ノ分掌ハ陸軍大臣之ヲ定ム

第三條　技術本部ニ左ノ職員ヲ置ク

本部長
部長
副官
部員
附
准士官、下士官及判任文官

第四條　前條職員ノ外兵器及兵器材料ノ考案竝ニ陸軍技術ノ調査及研究ニ參與セシムル爲技術本部ニ參與ヲ置クコトヲ得

參與ハ技術上ノ學識及技能卓越ナル者ノ中ヨリ陸軍大臣之ヲ依囑ス

第五條　本部長ハ陸軍大臣ニ隸シ部務ヲ總理シ陸軍技術將校、陸軍工科學校ヲ卒業シタル砲工兵科將校及兵器技術ヲ掌ル陸軍技師ヲ管轄シ陸軍科學研究所及陸軍工科學校ヲ統轄ス

第六條　本部長ハ兵器ノ技術、考案及設計ニ關シテハ陸軍造兵廠長官、築城技術ニ關シテハ陸軍築城部本部長ヲ區處ス

第七條　本部長ハ兵器及兵器材料ノ檢査ニ關シテハ陸軍造兵廠長官、兵器ノ檢査ニ關シテハ陸軍兵器本廠長ヲ區處ス

第八條　本部長ハ陸軍砲工學校員外學生ノ教育及補充等ニ關シ意見ヲ教育總監ニ開陳ス

第九條　本部長ハ陸軍大臣ノ命ヲ承ケ軍隊、官衙及學校ニ於ケル兵器ノ檢査ヲ爲シ竝ニ兵器ノ取扱及保存ニ關スル指導ヲ行ヒ其ノ成績ヲ陸軍大臣ニ報告シ所管長官ニ通報ス

前項ノ檢査及指導ハ部長ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第十條　部長ハ本部長ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第十一條　副官、部員及附ハ上官ノ命ヲ承ケ擔任ノ事務ヲ掌ル

第十二條　准士官、下士官及判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ服ス

第十三條　官廳又ハ民間ヨリ兵器及兵器材料ニ關スル技術ニ付指導ノ依頼アルトキハ第一條ノ規定ニ依ル業務ニ妨ナキ限リ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ之ニ應ズルコトヲ得

第十四條　技術本部ニ於テ試驗ノ爲必要ト認ムルトキハ本部長ハ陸軍大臣ニ申請シ又ハ教育總監若ハ師團長ニ稟議シ學校又ハ軍隊ヲシテ之ヲ實施セシメ又ハ之ニ必要ナル人馬材料ヲ供用セシムルコトヲ得

附　則

本令ハ昭和七年八月八日ヨリ之ヲ施行ス

朕陸軍科學研究所令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

昭和七年七月二十六日

内閣總理大臣　子爵　齋藤　實
陸軍大臣　荒木　貞夫

勅令第百七十七號

陸軍科學研究所令中左ノ通改正ス

第二條第一項ヲ左ノ如ク改ム

科學研究所ニ第一部及第二部ヲ置ク

第三條及第八條中「下士」ヲ「下士官」ニ改ム

第九條　官廳又ハ民間ヨリ兵器及兵器材料ニ關スル科學ノ研究ニ付指導ノ依頼アルトキハ第一條ノ規定ニ依ル業務ニ妨ナキ限リ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ之ニ應ズルコトヲ得

附　則

本令ハ昭和七年八月八日ヨリ之ヲ施行ス

（參照）
大正八年四月十四日公布　勅令第百十號陸軍科學研究所令
按錄
第二條第一項
科學研究所ニ第一部、第二部及第三部ヲ置ク

朕築城部條例改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

昭和七年七月二十六日

内閣總理大臣　子爵　齋藤　實
陸軍大臣　荒木　貞夫

勅令第百七十八號

陸軍築城部令

第一條　陸軍築城部ハ防禦營造物ノ建築及檢査、要塞ノ備砲工事竝ニ築城技術ニ關スル調査及研究ヲ掌リ工事中ノ防禦營造物及國防用ノ土地ヲ管轄ス

明治一五年三月二十日
關三號郵便物認可

第二條 築城部ハ築城部本部及築城部支部ヨリ成ル

本部ハ東京ニ、支部ハ防禦營造物ノ建築上必要ノ場所ニ之ヲ設置ス支部ノ位置ハ陸軍大臣之ヲ定ム

本部長ハ必要ニ應ジ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ本部又ハ支部ノ出張所ヲ設クルコトヲ得

第三條 築城部ニ左ノ職員ヲ置ク

本部

本部長

部員

附

准士官、下士官及判任文官

支部

支部長

部員

附

准士官、下士官及判任文官

出張所ヲ置キタル場合ニ於テハ出張所長ハ部員ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 本部長ハ陸軍大臣ニ隷シ築城部ノ業務ヲ總理ス

第五條 本部長ハ陸軍大臣ノ命ヲ承ケ防禦營造物ノ檢査ヲ行ヒ其ノ狀況ヲ陸軍大臣ニ報告シ當該要塞司令官ニ通報ス

第六條 本部長ハ築城技術ニ關シテハ陸軍技術本部長ノ區處ヲ承ク

第七條 支部長ハ本部長ニ隷シ支部ノ業務ヲ掌理ス

第八條 部員及附ハ上官ノ命ヲ承ケ各擔任ノ部務ヲ掌ル

第九條 准士官、下士官及判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ服ス

附 則

本令ハ昭和七年八月八日ヨリ之ヲ施行ス

朕陸軍兵器廠令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和七年七月二十六日

内閣總理大臣 子爵 齋藤 實

陸軍大臣 荒木 貞夫

勅令第百七十九號

陸軍兵器廠令中左ノ通改正ス

第一條 陸軍兵器廠ハ兵器（陸軍航空本部管掌器材ヲ除ク以下之ニ同ジ）ノ購買、檢査、貯藏、保存、修理、補給及廢品處分ヲ掌ル

第二條 第二項中「大阪、名古屋」ヲ「名古屋、大阪、岡山」ニ改ム

第三條 第一項中「廠員」ノ次ニ「附」ヲ加ヘ「下士」ヲ「下士官」ニ改ム

第四條 左ノ一項ヲ加フ

本廠長ハ兵器ノ檢査ニ關シテハ陸軍技術本部長ノ區處ヲ承ク

第六條中「廠員」ノ下ニ「及附」ヲ加フ

第八條中「下士」ヲ「下士官」ニ改ム

第十條 本廠長ハ兵器ノ運搬並ニ兵器廠委託兵器及材料ノ貯藏ニ關シテハ陸軍兵器部長ヲ區處ス

附 則

本令ハ昭和七年八月八日ヨリ之ヲ施行ス

（參照）

大正二年三月二十勅令第二千號陸軍兵器廠令抄錄

第一條 陸軍兵器廠ハ兵器（航空機器材ヲ除ク）ノ購買、貯藏、保存、修理、支給、交換、廢品處分及檢査ノ備廠事務ヲ掌ル

第二條第二項

本廠ハ東京ニ、支廠ハ東京、千葉、大阪、名古屋、廣島及小倉ニ之ヲ置ク

第三條 兵器廠ニ左ノ職員ヲ置ク

本廠

（左記略ス）

支廠

（左記略ス）

出張所ヲ置キタル場合ニ於テハ出張所長ハ廠員ヲ以テ之ニ充ツ

第六條 廠員ハ上官ノ命ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ掌ル

第十條 本廠長ハ要塞ノ備廠工事、要塞司令部所要兵器ノ支給交換及兵器ノ運搬ニ關シテハ當該要塞司令部廠員タル砲兵科將校ヲ指揮ス

朕陸軍造兵廠令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和七年七月二十六日

内閣總理大臣 子爵 齋藤 實

陸軍大臣 荒木 貞夫

勅令第百八十號

陸軍造兵廠令中左ノ通改正ス

第一條 陸軍造兵廠ハ陸軍所要ノ兵器（陸軍航空本部管掌器材ヲ除ク）ノ考案及設計ヲ爲シ、陸軍所要ノ火藥及一般火藥類ノ製造、海軍所要ノ火藥及一般火藥類ノ製造及修理ヲ爲シ、此等製品及兵器材料ノ檢査ヲ爲シ且軍用火藥ニ關スル調査及研究ヲ行フ

第二條第二項中「小倉及」ヲ削ル

第五條中「陸軍大臣ハ必要ニ應シ」ノ下ニ「部」ヲ加フ

第六條中「廠員」ノ次ニ「附」ヲ加ヘ「下士」ヲ「下士官」ニ改ム

第七條ニ左ノ一項ヲ加フ

長官ハ兵器ノ技術、考案及設計並ニ兵器及兵器材料ノ檢査ニ關シテハ陸軍技術本部長ノ區處ヲ承ク

第十二條中「廠員」ノ下ニ「及附」ヲ加フ

第十三條中「下士」ヲ「下士官」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和七年八月八日ヨリ之ヲ施行ス

（參照）

大正十二年三月三十勅令第八十三號陸軍造兵廠令抄錄

第一條 陸軍造兵廠ハ陸軍所要ノ兵器ノ考案及設計ヲ爲シ、陸軍所要ノ火藥及一般火藥類ノ製造及修理ヲ爲シ且此等製品ノ檢査ヲ爲シ其ノ他ノ軍需品及一般火藥類ノ製造及修理ヲ爲シ且此等製品ノ檢査ヲ爲シ其ノ他ノ軍需品及一般火藥類ノ製造及修理スル所トス

第二條第二項

工廠ハ東京、王子、名古屋及大阪ニ、直營製造所ハ小倉及堺ニ之ヲ置ク

第五條 陸軍大臣ハ必要ニ應シ工廠又ハ直營製造所ノ派出所ヲ置キ其ノ業務ヲ分掌セシムルコトヲ得

第六條 陸軍造兵廠ニ左ノ職員ヲ置ク

（左記略ス）

派出所ヲ置キタル場合ニ於テハ派出所長ハ廠員ヲ以テ之ニ充ツ

第十二條 廠員ハ上官ノ命ヲ承ケ各擔任ノ業務ヲ掌ル

朕臨時產業合理局官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和七年七月二十六日

内閣總理大臣 子爵 齋藤 實

商工大臣 男爵 中島久萬吉

勅令第百八十一號

臨時產業合理局官制中左ノ通改正ス

第三條中「屬 專任四人」ヲ「屬 專任五人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ朝鮮總督府官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和七年七月二十六日

内閣總理大臣 子爵 齋藤 實

拓務大臣 永井柳太郎

勅令第百八十二號

朝鮮總督府官制中左ノ通改正ス

第九條中「竝左ノ六局及一部」ヲ「及左ノ七局」ニ改メ「殖產局」ノ次ニ「農林局」ヲ加ヘ「山林部」ヲ削ル

第十條中「、各局及部」ヲ「及各局」ニ改ム

第十一條中「局長 六人」ヲ「局長 七人」ニ、「事務官 專任三十四人」ヲ「事務官 專任三十二人」ニ、「視學官 專任五人」ヲ「視學官 專任四人」ニ、「編修官 專任五人」ヲ「編修官 專任四人」ニ、「技師 專任四十人」ヲ「技師 專任三十三人」ニ、「通譯官 專任九人」ヲ「通譯官 專任六人」ニ、「屬 專任二百三十一人」ヲ「屬 專任二百十人」ニ、「技手 專任百二十二人」ヲ「技手 專任百六人」ニ、「通譯生 專任三人」ヲ「通譯生 專任二人」ニ改メ「山林部長 一人 勅任」ヲ削ル

第十三條 削除

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（參照）

明治四十三年九月三十勅令第三百五十四號朝鮮總督府官制抄錄

第九條 總督府ニ總督官房竝左ノ六局及一部ヲ置ク

（左記略ス）

第十條 總督官房ノ各局及部ノ事務ノ分掌ハ總督之ヲ定ム

第十三條 山林部長ハ總督及政務總監ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

朕朝鮮總督府部內臨時職員設置制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和七年七月二十六日

内閣總理大臣 子爵 齋藤 實

拓務大臣 永井柳太郎

勅令第百八十三號

朝鮮總督府部內臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第一條第十六號ヲ左ノ如ク改ム

十六 耕地調査竝ニ灌漑及開墾助成ニ關スル事務ニ從事スル者

事務官 專任二人

技師 專任九人

屬 專任十五人

技手 專任三十七人

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（參照）

大正九年十月二十勅令 第四百九十七號朝鮮總督府部內臨時職員設置制抄錄

第一條 朝鮮總督府ニ左ノ職員ヲ置ク

十六 北鮮開拓調査ニ關スル事務ニ從事スル者

屬 專任二人

朕昭和二年勅令第百二十七號朝鮮總督府ニ土地改良部設置及臨時職員增置ノ件廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和七年七月二十六日

内閣總理大臣 子爵 齋藤 實

拓務大臣 永井柳太郎

勅令第百八十四號

昭和二年勅令第百二十七號ハ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ臺灣總督府官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和七年七月二十六日

内閣總理大臣 子爵 齋藤 實

拓務大臣 永井柳太郎

第 1672 号

勅令第百八十五號

臺灣總督府官制中左ノ通改正ス

第十九條第一項中「事務官 專任二十人」ヲ「事務官 專任十九人」ニ、「警視 專任一人」ヲ「警視 專任二人」ニ、「技師 專任四十一人 奏任內二人ヲ勅任ト」ヲ「技師 專任三十六人 奏任內一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得」ニ、「屬 專任二百十一人」ヲ「屬 專任百九十八人」ニ、「警部 專任五人」ヲ「警部 專任七人」ニ、「編修書記 專任四人」ヲ「編修書記 專任三人」ニ、「技手 專任百二十二人」ヲ「技手 專任百十四人」ニ、同條第二項中「技師」ヲ「技師二人」ニ、「技手十七人」ヲ「技手十九人」ニ改ム

第二十六條ノ二中「文敎局ニ屬シ」ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治三十年十月二十一日公布勅令第三百六十二號臺灣總督府官制抄錄

第十九條第一項及第二項

總督府ニ左ノ職員ヲ置ク

（左記略ス）

各測候所ヲ通シテ技師一人及技手十七人ヲ置ク

第二十六條ノ二 視學官ハ文敎局ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ學事ニ關スル視察及事務ヲ掌ル

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ臺灣總督府地方官官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和七年七月二十六日

內閣總理大臣 子爵 齋藤 實

拓務大臣 永井柳太郎

勅令第百八十六號

臺灣總督府地方官官制中左ノ通改正ス

第二條第一項中「視學 專任十五人」ヲ「視學 專任二十一人」ニ、「屬 專任四百九人」ヲ「屬 專任三百九十六人」ニ、「警部 專任二百四十五人」ヲ「警部 專任二百三十五人」ニ、「技手 專任百五十一人」ヲ「技手 專任百五十七人」ニ、「稅務吏 專任百一人」ヲ「稅務吏 專任九十四人」ニ、「森林主事 專任百一人」ヲ「森林主事 專任百三人」ヲ「森林主事 專任百一人」ニ改ム

第三十三條第一項中「屬 專任三百六十人」ヲ「屬 專任三百四十七人」ニ改ム

第四十六條第四項中「街長ハ十人ヲ限リ」ヲ「二十人ヲ限リ」ニ改ム

第四十八條中「港務官 專任一人」ヲ「港務官 專任二人」ニ、「港務醫官 專任一人」ヲ「港務醫官 專任二人」ニ、「港務屬 專任二人」ヲ「港務屬 專任三人」ニ、「港吏 專任四人」ヲ「港吏 專任六人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正九年七月二十七日公布勅令第二百十八號臺灣總督府地方官官制抄錄

第四十六條第四項

街ニ街長庄ニ庄長ヲ置ク判任官ノ待遇トス但シ街長ハ十人ヲ限リ之ヲ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ樺太廳官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和七年七月二十六日

內閣總理大臣 子爵 齋藤 實

拓務大臣 永井柳太郎

勅令第百八十七號

樺太廳官制中左ノ通改正ス

第二條中「技師 專任六人」ヲ「技師 專任五人」ニ、「屬 專任百三十人」ヲ「屬 專任百十九人」ニ、「視學 專任九人」ヲ「視學 專任八人」ニ、「技手 專任四十四人」ヲ「技手 專任四十一人」ニ、「警部補 專任二十四人」ヲ「警部補 專任二十三人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕高等官官等俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和七年七月二十六日

內閣總理大臣 子爵 齋藤 實

勅令第百八十八號

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「朝鮮總督府山林部長」及「朝鮮總督府土地改良部長」ヲ削ル

別表第一表朝鮮總督府ノ部中山林部長ノ項及土地改良部長ノ項ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕絹業試驗所手數料及使用料令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和七年七月二十六日

內閣總理大臣 子爵 齋藤 實

商工大臣 男爵 中島久萬吉

勅令第百八十九號

絹業試驗所手數料及使用料令

第一條 絹業試驗所ニ試驗又ハ分析ノ依賴ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手數料ヲ納ムベシ

一 水質試驗 毎一件 五圓以上十圓以下

二 練減試驗 毎一件 三圓

三 絲ノ纖度、强伸度、彈性又ハ抱合試驗 毎一件 一事項二圓一事項ヲ增ス毎ニ一圓ヲ加フ

四 織物ノ强伸度及摩擦試驗 毎一件 三圓以上五圓以下

五 染色ノ日光、摩擦、石鹼、酸又ハ「アルカリ」等ニ對スル堅牢度試驗 毎一件 一事項二圓一事項ヲ增ス毎ニ一圓ヲ加フ

六 精練、漂白、浸染、捺染、處理又ハ仕上試驗 毎一件 五圓以上四十圓以下

七 染料、媒染劑、糊料又ハ藥劑ノ試驗 毎一件 五圓以上四十圓以下

八 織物ノ組成又ハ分解試驗 毎一件 二圓以上五圓以下

九 機械又ハ器具ノ試驗 毎一件 五圓以上五十圓以下

十 定性分析

指定成分ノ定性分析 毎一件 一成分二圓一成分ヲ增ス毎ニ一圓ヲ加フ

全成分又ハ主要成分ノ定性分析 毎一件 五圓以上十五圓以下

十一 定量分析

指定成分ノ定量分析 毎一件 一成分三圓一成分ヲ增ス毎ニ二圓ヲ加フ

全成分又ハ主要成分ノ定量分析 毎一件 十圓以上三十圓以下

十二 前各號ニ揭グルモノノ外絹業ニ關係アル試驗又ハ分析ニ關スル手數料ノ額ハ前各號ノ規定ニ準ジ絹業試驗所長之ヲ定ム

第二條 絹業試驗所ニ鑑定ノ依賴ヲ爲ス者ハ前條ノ規定ニ準ジ絹業試驗所長ノ定ムル手數料ヲ納ムベシ

第三條 絹業試驗所ニ試驗、分析又ハ鑑定ヲ通常ノ依賴ニ先チ急速ニ施行スルコトヲ依賴スル者ハ前二條ノ規定ニ依ル額ノ二倍、日時ヲ限リ施行スルコトヲ依賴スル者ハ三倍ノ手數料ヲ納ムベシ

第四條 絹業試驗所ニ試驗、分析又ハ鑑定ノ依賴ヲ爲ス者其ノ試驗、分析又ハ鑑定ノ報告書ノ複本ヲ請求スルトキハ紙數一枚毎ニ二十錢、其ノ報告書ノ外國語ニ依ル複本ヲ請求スルトキハ一件毎ニ五十錢以上十圓以下ノ手數料ヲ納ムベシ

第五條 絹業試驗所ノ設備ヲ使用セントスル者ハ七日又ハ其ノ端數毎ニ十圓以上百圓以下ノ使用料ヲ前納スベシ

第六條 手數料及使用料中最高及最低ノ限度ヲ定メタルモノニ付テハ絹業試驗所長其ノ額ヲ定ム

第七條 手數料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕要塞司令部條例ヲ改定シ之カ施行ヲ命ス

御名御璽

昭和七年七月二十六日

陸軍大臣 荒木貞夫

軍令陸第四號

要塞司令部條例中左ノ通改正ス

第一條及第十三條中「下士」ヲ「下士官」ニ改ム

第五條中「郡市町村長」ヲ「市町村長」ニ改ム

第八條 副官及部員ハ司令官ノ命ヲ承ケ各擔任ノ業務ヲ掌ル

第九條 削除

第十條 削除

第十一條 削除

附 則

本令ハ昭和七年八月八日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治四十一年九月二日公布軍令陸第二號要塞司令部條例抄錄

第八條 副官ハ司令官ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第九條 部員中砲兵科將校ハ司令官ノ命ヲ承ケ要塞ノ砲兵事業ノ調査ニ從事シ要塞開附ノ兵器器具材料守城工兵器具ノ保管ニ任ス

砲兵科將校ハ要塞ノ砲砲工事要塞司令部所要兵器ノ支給、交換及兵器ノ運搬ニ關シテハ兵器本廠長ノ指揮ヲ承ク

第十條 部員中工兵科將校ハ司令官ノ命ヲ承ケ要塞ノ工兵事業ノ調査ニ從事シ防禦營造物及守城工兵器具材料ノ保管ニ任ス

工兵科將校ハ防禦營造物ノ建築改造及國防用土地ノ管理ニ關シテハ築城部本部長ノ指揮ヲ承ク

第十一條 部員ハ司令官ノ命ヲ承ケ砲兵隊等ノ教育ニ任シ又兵器器具材料及防禦營造物ノ保管其ノ他砲工兵業務上必要ナル事項ヲ其ノ主任ニ從ヒ兵器本廠長若ハ築城部本部長ニ通報ス

本文 第 1672 号

省令

◎外務省令第六號

滿洲錦州及牛莊駐在帝國領事官管轄區域ヲ左ノ通定ム

昭和七年七月二十七日

外務大臣 伯爵 内田 康哉

滿洲錦州駐在帝國領事官管轄區域

奉天省中錦、北寧、義錦西、興城及綏中各縣

滿洲牛莊駐在帝國領事官管轄區域

奉天省中營口、鞍山、海城及復各縣

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎農林省令第十四號

小麥增殖奬勵規則左ノ通定ム

昭和七年七月二十七日

農林大臣 後藤 文夫

小麥增殖奬勵規則

第一條 農林大臣ハ小麥ノ增殖ヲ奬勵スル爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ奬勵金ヲ交付シ又ハ賞金ヲ授與ス

第二條 奬勵金ハ左ニ掲グル道府縣、道府縣農會又ハ販賣組合聯合會ノ費用ニ對シ之ヲ交付ス但シ其ノ費用ニ對シ別ニ國庫ヨリ奬勵金、補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 小麥ノ增殖奬勵ニ關スル事務ニ從事スル專任技術員ヲ道府縣ニ設置スル爲要スル費用

二 北海道農事試驗場又ハ府縣立農事試驗場ニ於テ小麥ノ奬勵品種決定ニ關スル試驗ヲ行フ爲要スル費用

三 北海道農事試驗場又ハ府縣立農事試驗場ニ於テ小麥ノ原種圃ヲ直接經營スル爲要スル費用

四 小麥ノ採種圃經營ニ關スル事業ヲ奬勵スル爲左ニ掲グル費用ニ對シ交付スル道府縣ノ助成金

(一) 郡農會、市農會、町村農會又ハ農事實行組合ノ採種圃經營ニ關スル事業ヲ助成スル爲道府縣農會ノ交付スル助成金(特別ノ事由アル場合ニ於テハ採種圃經營ニ關スル事業ノ爲要スル郡農會、市農會、町村農會若ハ農事實行組合ノ費用又ハ其ノ事業ヲ助成スル爲郡農會、市農會若ハ町村農會ノ交付スル助成金)

(二) 採種圃經營ニ關スル事業ノ爲要スル市町村ノ費用

五 小麥ノ採種圃ニ關スル事業ノ指導督勵ニ從事スル專任技術員ヲ道府縣ニ設置スル爲要スル費用

六 小麥增殖實行委員ヲ設置スル爲要スル道府縣ノ費用

七 小麥增殖實地指導地ニ關スル事業ヲ奬勵スル爲左ニ掲グル費用ニ對シ交付スル道府縣ノ助成金

(一) 郡農會、市農會又ハ町村農會ノ小麥增殖實地指導地ニ關スル事業ヲ助成スル爲道府縣農會ノ交付スル助成金(特別ノ事由アル場合ニ於テハ小麥增殖實地指導地ニ關スル事業ノ爲要スル郡農會、市農會若ハ町村農會ノ費用又ハ其ノ事業ヲ助成スル爲郡農會ノ交付スル助成金)

(二) 小麥增殖實地指導地ニ關スル事業ノ爲要スル市町村ノ費用

八 小麥增殖實地指導地ニ關スル事業ヲ指導督勵スル爲要スル道府縣ノ費用又ハ小麥增殖實地指導ニ關スル事業ヲ指導督勵スル爲要スル道府縣農會ノ費用ニ對シ交付スル道府縣ノ助成金

九 小麥ノ販賣統制ニ關スル事業ノ爲要スル販賣組合聯合會ノ費用(特別ノ事由アル場合ニ於テハ道府縣農會ノ費用)又ハ其ノ事業ノ爲要スル郡農會若ハ市農會ノ費用ニ對シ交付スル道府縣農會ノ助成金

十 小麥增收競技會又ハ小麥增殖成績競進會ノ開催、小麥ノ增殖ニ關スル普及宣傳其ノ他農林大臣ノ適當ト認ムル小麥ノ增殖ニ關スル事業ノ爲要スル道府縣若ハ道府縣農會ノ費用又ハ其ノ事業ノ爲要スル道府縣農會ノ費用ニ對シ交付スル道府縣ノ助成金

第三條 賞金ハ前條第十號ノ奬勵金又ハ助成金ノ交付ヲ受ケテ開催スル小麥增收競技會ニ於テ其ノ出品ニ付最優等賞ヲ受クベキ出品者ニ對シ之ヲ授與ス

前項ノ最優等賞ノ審査ハ農林大臣ノ定ムル者之ヲ行フ

第四條 奬勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ毎年二月末日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

一 事業計畫書

二 收支豫算書

前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 小麥增收競技會ノ開催者第三條ノ賞金授與ノ申請ヲ爲サントスルトキハ毎年二月末日迄ニ申請書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第六條 奬勵金ノ交付ヲ受ケタル者第四條第一項各號ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第七條 奬勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ翌年度六月三十日迄ニ收支決算書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第二條第一號、第五號、第六號及第八號乃至第十號ノ費用ニ對スル奬勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ翌年度六月三十日迄ニ、同條第二號乃至第四號及第七號ノ費用ニ對スル奬勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ翌年度十二月十五日迄ニ事業成績書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第八條 農林大臣必要アリト認ムルトキハ奬勵金ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ奬勵金交付ノ日ヨリ五年間其ノ事業ニ關スル報告ヲ命ズルコトアルベシ

第九條 奬勵金ノ交付ヲ受ケタル者技術員其ノ他ノ職員ノ俸給費ニ對スル奬勵金ヲ除クノ外其ノ交付ヲ受ケタル奬勵金ノ全部ヲ當該年度内ニ支出スルコト能ハザル場合ニ於テ其ノ殘額ヲ事業ト共ニ翌年度ニ繰越サントスルトキハ翌年度四月十五日迄ニ農林大臣ノ認可ヲ申請スベシ

第十條 本則ノ規定ニ依リ農林大臣ニ提出スベキ書類ハ地方長官ヲ經由スベシ

第十一條 奬勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ既ニ交付シタル奬勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

一 本則ノ規定ニ違反シタルトキ

二 奬勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

四 支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條中二月末日迄トアルハ昭和七年度ニ限リ八月三十一日迄トス

◎商工省令第四號

絹業試驗所試驗、分析及鑑定規則左ノ通定ム

昭和七年六月二十七日

商工大臣 男爵 中島久萬吉

絹業試驗所試驗、分析及鑑定規則

第一條 絹業試驗所ニ試驗、分析又ハ鑑定ノ依頼ヲ爲ス者ハ第一號樣式又ハ第二號樣式ノ依頼書ニ現品ヲ添ヘテ之ヲ差出スベシ

第二條 試驗又ハ分析一件毎ニ差出スベキ現品ノ分量左ノ如シ

一 水質試驗 三キログラム以上

二 絲ノ纖度、强伸度、彈性又ハ抱合試驗 百グラム以上

三 織物ノ强伸度又ハ摩擦試驗 一平方メートル以上

四 絲又ハ織物ノ精練、漂白、浸染、捺染又ハ處理試驗

絲 二百グラム以上

織布 巡幅ノモノ二メートル以上、織物幅ノ儘五メートル以上二百グラム以上

五 仕上試驗 百グラム以上

六 染料、媒染劑、糊料又ハ藥劑試驗 前各號ニ掲ゲザル試驗又ハ抱合試驗ニ準ズ

七 分析 百グラム以上

定性又ハ定量分析

第三條 鑑定一件毎ニ差出スベキ現品ノ分量ハ絹業試驗所長之ヲ指定ス

第四條 絹業試驗所長必要アリト認ムルトキハ更ニ相當分量ノ現品ヲ差出サシムルコトヲ得

第五條 試驗、分析又ハ鑑定ノ爲差出シタル現品ハ之ヲ還付セズ但シ差出ノ際豫メ申出アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テ現品還付ニ要スル費用ハ依頼者之ヲ負擔スベシ

第六條 絹業試驗所ニ試驗、分析又ハ鑑定ヲ通常ノ依頼ニ先チ急速ニ又ハ日時ヲ限リ施行スルコトヲ依頼スル者ハ依頼書ニ其ノ旨ヲ明記スベシ但シ絹業試驗所ノ都合ニ依リ遲延スルコトアルモ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第七條 絹業試驗所長試驗、分析又ハ鑑定ノ爲必要アリト認ムルトキハ依頼者ヲシテ器具、機械、材料又ハ勞務ヲ提供セシムルコトヲ得

第八條 絹業ニ關スル試驗又ハ分析ノ爲絹業試驗所ノ設備ヲ使用セントスル者ハ其ノ履歷書ヲ添ヘ第三號樣式ノ願書ヲ差出スベシ

第九條 當該官吏ハ貼附印紙ノ手數料金額ニ相當スルコトヲ確認シタル後書類ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニ掛ケ墨肉ヲ用ヰ消印ヲ押捺スベシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號樣式

試驗(鑑定)依頼書

收入印紙

貼附シタル收入印紙ノ額

一 品名

二 產地又ハ製造地名及製造者名

三 試驗(鑑定)ノ項目

右試驗(鑑定)及依頼候也

年 月 日

住 所

依頼者 氏 名㊞

絹業試驗所長宛

第二號樣式

分析依頼書

收入印紙

貼附シタル收入印紙ノ額

一 品名

二 產地又ハ製造地名及製造者名

三 定性又ハ定量スベキ物質名

右分析及依頼候也

年 月 日

住 所

依頼者 氏 名㊞

絹業試驗所長宛

第三號樣式

使用願書

一 設備名

二 使用期間

右分析(試驗)ノ爲使用致度別紙履歷書相添及願候也

年 月 日

住 所

使用者 氏 名㊞

絹業試驗所長宛

◎商工省令第五號

絹業試驗所製品配付及受託製造加工規則左ノ通定ム

昭和七年六月二十七日

商工大臣 男爵 中島久萬吉

絹業試驗所製品配付及受託製造加工規則

第一條 絹業試驗所ノ試驗研究ニ依リ製造又ハ加工シタル絹製品又ハ其ノ原料若ハ材料ノ配付ヲ受ケントスル者ハ別記樣式第一號ニ依リ絹業試驗所長ニ出願スベシ

絹製品又ハ其ノ原料若ハ材料ノ製造又ハ加工ヲ依頼セントスル者ハ別記樣式第二號ニ依リ絹業試驗所長ニ出願スベシ

第二條 前條ノ出願ヲ許可セントスル場合ニ於テハ絹業試驗所長ハ左ニ掲グル事項ヲ定メ之ヲ出願人ニ通知スベシ

一 品種及數量

二 代金、製造費又ハ加工費及其ノ納付期限

三 引渡豫定期日

出願人前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ五日内ニ配付ヲ受クベキ旨又ハ製造若ハ加工ノ依頼ヲ爲スベキ旨ヲ申出デザルトキハ出願ハ其ノ效力ヲ失フ

第三條 絹業試驗所長必要アリト認ムルトキハ道府縣市立ノ商品陳列所、工業試驗場若ハ工業講習所又ハ學校ニ對シ無償ヲ以テ製品ヲ配付スルコトヲ得

第四條 出願人已ムヲ得ザル事由ニ因リ其ノ製造又ハ加工ヲ依頼シタル製品、原料又ハ材料ノ引渡ヲ受クル前ニ製造又ハ加工ノ依頼ノ取消ヲ申出ヅルトキハ絹業試驗所長ハ出願人納付濟ノ金額ト製造又ハ加工ノ依頼取消申出ノ時迄ニ製造又ハ加工ノ爲ニ要シタル費用實額ト相殺シ尙剩餘アルトキハ之ヲ出願人ニ返還スベシ但シ此ノ場合ニ於テハ製造又ハ加工中ノ原料、材料又ハ製品ハ之ヲ出願人ニ引渡スベシ

前項ノ製造又ハ加工ノ爲ニ要シタル費用實額ハ絹業試驗所長之ヲ算定ス

第五條 出願人製品、原料又ハ材料ノ引渡ヲ受ケタル後ハ代金、製造費若ハ加工費ノ返還若ハ減額、代物ノ交付又ハ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記樣式)

第一號

製品(原料)(材料)配付願書

貴所製造(加工)ニ係ル製品(原料)(材料)左記ノ通配付相受度絹業試驗所製品配付及受託製造加工規則示諭ノ上此段及願候也

年 月 日

現住所

職業

氏 名㊞

絹業試驗所長宛

第16672号

記

一 配付ヲ受クル目的（例ヘバ陳列用、製作見本用等）

一 製品（原料）（材料）ノ品種

一 數量

備考

絹業試驗所製品配付及受託製造加工規則

第三條ニ依リ無償ヲ以テ配付ヲ受ケントスル者ハ其ノ旨ヲ願書ニ附記スベシ

第二號

製造（加工）依頼願書

左記ノ通製造（加工）依頼致度絹業試驗所製品配付及受託製造加工規則承諾ノ上此段及願候也

年 月 日

現住所
職業
氏名㊞

絹業試驗所長宛

記

一 製造（加工）ヲ依頼スル目的（例ヘバ陳列用、製作見本用等）

一 製品（加工品）ノ種類

一 製造（加工）ノ方法

一 數量

一 製品（加工品）ノ引渡ヲ受ケントスル期日

一 原料又ハ材料ヲ提出スル場合ニ於テハ其ノ種類、數量及其ノ提出期日等

一 其ノ他製造（加工）上必要ナル事項

達

◎陸達第十三號

陸軍技術本部事務分掌規程左ノ通定ム

昭和七年七月二十七日

陸軍大臣 荒木 貞夫

陸軍技術本部事務分掌規程

第一條 總務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 部內ノ事務整理ニ關スル事項

二 陸軍技術將校、陸軍工科學校ヲ卒業シタル砲工兵科將校及兵器技術ヲ掌ル陸軍技師ノ人事ニ關スル事項

三 陸軍科學研究所及陸軍工科學校ニ關スル事項

四 技術上ノ會議ニ關スル事項

五 技術諜報ニ關スル事項

六 庶務及經理ニ關スル事項

七 他部ノ主管ニ屬セサル事項

第二條 第一部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 兵器 第二部ニ於テハ兵器ノ主管ニ屬スルモノヲ除ク ノ調査、研究、考案、審査及試驗ニ關スル事項

二 陸軍技術 第二部ノ主管ニ屬スルモノヲ除ク ニ關スル事項

三 射表編纂ニ關スル事項

第三條 第二部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 器材ノ調査、研究、考案、審査及試驗ニ關スル事項

二 器材關係、築城及交通ノ技術ニ關スル事項

第四條 第三部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 兵器制式ノ統一、兵器制式圖ノ調製、整理及兵器ノ取扱保存ノ規定ニ關スル事項

二 軍隊、官衙及學校ニ於ケル供用兵器ノ檢査及其ノ取扱保存ノ指導ニ關スル事項

三 製作シ、修理シ又ハ購買シタル兵器及兵器材料ノ檢査法ニ關スル事項

附則

本達ハ昭和七年八月八日ヨリ之ヲ施行ス

◎陸達第十四號

陸軍築城部支部ノ名稱及位置左ノ通定ム

昭和七年七月二十七日

陸軍大臣 荒木 貞夫

名稱	位置
陸軍築城部對馬支部	長崎縣下縣郡厳原町
陸軍築城部豐蔵支部	長崎縣豐蔵郡武生水町

附則

本達ハ昭和七年八月八日ヨリ之ヲ施行ス

◎陸達第十五號

陸軍造兵廠服務規程中左ノ通改正ス

昭和七年七月二十七日

陸軍大臣 荒木 貞夫

第三條第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 兵器ノ考案、設計及軍用火藥ノ調査、研究ノ統轄ニ關スル事項

第五條ニ左ノ一項ヲ加フ

火工廠ハ前項ノ外軍用火藥ニ關スル調査、研究ヲ掌ル

第六條 工廠ニ製造所ノ外庶務課、作業課、技術課及會計課ヲ置キ火工廠ニ在リテハ別ニ研究課ヲ置ク

第八條中表ヲ左ノ如ク改ム

區分	製造所名	所在地	主要製造品目
東京工廠	小銃製造所	小銃、拳銃、軍刀、銃劍、機關銃、照準具、光學的兵器、電	
	砲具製造所	東京	砲用弾丸、航空機彈、鑄造品、自動車等
	小倉兵器製造所	小倉	砲用弾丸、航空機彈、車輛、器具、材料等
火工廠	板橋火藥製造所	板橋	火藥、爆藥等
	王子火藥製造所	王子	火藥原料、爆藥等
	岩鼻火藥製造所	岩鼻	火藥、爆藥等
	宇治火藥製造所	宇治	火藥、爆藥等
	十條兵器製造所	十條	銃用實包及空包、信管、其ノ他火具類、起爆彈等
	豊田兵器製造所	豊田	
	忠海兵器製造所	忠海	爆藥等
名古屋兵器製造所	名古屋	名古屋	車輛、器具材料、砲具藥莢、發動機、飛行機、自動車等
	小銃拳銃製造所		銃用實包、信管、其ノ他火具類、起爆彈等
大阪工廠	火砲製造所	大阪	火砲、車輛、器具材料、自動車、發動機等
	彈丸製造所	大阪	砲用弾丸、航空機彈、信管、其ノ他火具類、起爆彈等
	鐵材製造所	大阪	鋼材、鑄造品、鍛成品、砲用藥莢等
平壤兵器製造所	平壤	平壤	砲用弾丸、航空機彈、車輛、器具、材料、飛行機等

第九條中「本規定」ヲ「本規程」ニ改ム

第十條中「下士」ヲ「下士官」ニ改ム

本達ハ昭和七年八月八日ヨリ之ヲ施行ス

◎陸達第十六號

昭和三年陸達第二十八號中左ノ通改正ス

昭和七年七月二十七日

陸軍大臣 荒木 貞夫

「陸軍兵器本廠岡山出張所 岡山縣岡山市」ヲ削ル

附則

本達ハ昭和七年八月八日ヨリ之ヲ施行ス

（參照）

昭和三年 八月二十五日陸達第二十八號ハ陸軍兵器廠出張所ノ名稱及位置ノ件ナリ

◎陸達第十七號

昭和三年陸達第六號ハ昭和七年八月八日限リ之ヲ廢止ス

昭和七年七月二十七日

陸軍大臣 荒木 貞夫

（參照）

昭和三年 三月二十八日陸達第六號ハ陸軍造兵廠東京工廠派出所ノ名稱及位置ノ件ナリ

◎陸達第十八號

陸軍造兵廠技術部派出所ノ名稱及位置竝ニ其ノ業務左ノ通定ム

昭和七年七月二十七日

陸軍大臣 荒木 貞夫

名稱	位置	業務
陸軍造兵廠技術部派出所	陸軍造兵廠東京工廠構內	小石川
同	岩鼻火藥製造所構內	岩鼻
同	宇治火藥製造所構內	宇治
同	十條兵器製造所構內	十條
同	忠海兵器製造所構內	忠海
同	名古屋工廠構內	名古屋
同	大阪工廠構內	大阪
同	平壤兵器製造所構內	平壤
同	八幡派出所	福岡縣八幡市
同	室蘭派出所	北海道室蘭市

附則

本達ハ昭和七年八月八日ヨリ之ヲ施行ス

告示

◎外務省告示第六十二號

昭和七年七月二十七日在滿洲長春帝國領事館ヲ帝國總領事館ニ改定セリ

昭和七年七月二十七日

外務大臣 伯爵 內田 康哉

◎外務省告示第六十三號

滿洲錦州ニ帝國領事館ヲ設置シ昭和七年七月二十七日開館セリ

昭和七年七月二十七日

外務大臣 伯爵 內田 康哉

◎遞信省告示第千四百四十一號

昭和七年八月一日ヨリ左記電信取扱所ヲ改稱ス

昭和七年七月二十七日

遞信大臣 南 弘

現名稱	改稱	位置
東小千谷電信取扱所（ヒガシオチヤ）	小千谷電信取扱所（オチヤ）	新潟縣北魚沼郡小千谷町
	小千谷停車場（鐵道省）	

◎遞信省告示第千四百四十二號

大正四年勅令第二百十五號ニ基ク請願ニ依リ昭和七年八月一日ヨリ左記郵便局ニ電信事務ヲ開始ス但シ電報配達事務ヲ取扱ハス

昭和七年七月二十七日

遞信大臣 南 弘

名稱	位置
芝浦郵便局（シバウラ）	東京市芝區日ノ出町

◎遞信省告示第千四百四十三號

昭和五年十月遞信省告示第二千三百九十五號外國電報ノ取扱ニ關スル制限中左ノ通改正ス

昭和七年七月二十七日

遞信大臣 南 弘

亞米利加地方ノ部「ポリヴィア」國ノ項ニ左ノ各號ヲ加フ

二 電報ハ使用暗語書及電報ノ譯文ヲ提出スルニ非サレハ暗語ヲ以テ記載スルコトヲ得ス

但シ官報及銀行電報ハ此ノ限ニ在ラス

三 電報ハ檢査ニ附セラル

◎遞信省告示第千四百四十四號

外國郵便爲替金又ハ外國郵便振替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ

昭和七年七月二十七日

遞信大臣 南 弘

貨幣種別	邦貨一圓ニ對スル外國貨幣額	外國貨幣一單位ニ對スル邦貨額
カナダ貨幣 振替	即三十「セント」七五〇〇	即一圓二八三三
送金	即三十二「セント」七五〇〇	即一圓二八三三

其ノ他ノ貨幣換算割合ハ從前ノ通

◎鐵道省告示第二百七十四號

明治四十一年鐵道院告示第二號鐵道省建設事務所名稱、位置及所管區域中左ノ通改正シ昭和七年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年七月二十七日

鐵道大臣 三土 忠造

岡山建設事務所ノ項所管區域欄ノ末尾ニ「山田東豐永間、宇和島近永間、近永魚成間」ヲ加フ

高知建設事務所ノ項ヲ削ル

◎鐵道省告示第二百七十五號

大正八年五月鐵道院告示第二十二號鐵道省改良事務所ノ名稱及位置中左ノ通改正シ昭和七年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年七月二十七日

鐵道大臣 三土 忠造

「東京第一改良事務所」ヲ「東京改良事務所」ニ改メ東京第二改良事務所及神戸改良事務所ノ項ヲ削ル

◎朝鮮總督府告示第三百二十七號

昭和六年朝鮮總督府告示第三百四十一號（專賣支局及專賣支局出張所ノ販賣所名稱位置）中左ノ通改正ス

昭和七年六月十五日

朝鮮總督 宇垣 一成

京城專賣支局ノ部「明 川同」ヲ「永 安同」ニ、「下雲面」ヲ「西 面」ニ改ム

◎朝鮮總督府告示第三百二十八號

大正十三年朝鮮總督府告示第百八十六號（暴風雨標竿暴風警報信號所及其ノ揭揚スル信號ノ種類ニ關スル件）中左ノ通改正ス

昭和七年六月十五日

朝鮮總督 宇垣 一成

暴風警報信號所ノ部中「慶尙南道 南海郡三東面彌助里 第一種」ノ次ニ「慶尙南道馬山府本町 第一種」及「慶尙南道馬山府元町 第一種」ヲ加フ

◎朝鮮總督府告示第三百二十九號

森林令第一條ノ規定ニ依リ左記ノ箇所ヲ昭和七年六月十九日ヨリ保安林ニ編入ス

昭和七年六月十七日

朝鮮總督 宇垣 一成

（左記省略）

◎朝鮮總督府告示第三百三十號

森林令第一條ノ規定ニ依リ左記ノ箇所ヲ昭和七年六月十九日ヨリ保安林ニ編入ス

昭和七年六月十七日

朝鮮總督 宇垣 一成

（左記省略）

◎朝鮮總督府告示第三百三十一號

森林令第一條ノ規定ニ依リ左記ノ箇所ヲ昭和七年六月十九日ヨリ保安林ニ編入ス

昭和七年六月十七日

朝鮮總督 宇垣 一成

（左記省略）

◎朝鮮總督府告示第三百三十二號

昭和五年朝鮮總督府告示第七十四號（朝鮮國有鐵道貨物運送規則）中昭和七年七月一日ヨリ左ノ通改正ス

昭和七年六月十八日

朝鮮總督 宇垣 一成

森林令第一條ノ規定ニ依リ左記ノ箇所ヲ昭和七年六月十九日ヨリ保安林ニ編入ス

昭和七年六月十七日

朝鮮總督 宇垣 一成

（左記省略）

◎朝鮮總督府告示第三百三十三號

大正十四年朝鮮總督府告示第十九號ヲ以テ保安林ニ編入シタル箇所ノ表示ヲ左記ノ通更正ス

昭和七年六月十八日

朝鮮總督 宇垣 一成

（左記省略）

◎朝鮮總督府告示第三百三十四號

森林令第一條ノ規定ニ依リ左記ノ箇所ヲ昭和七年六月二十三日ヨリ保安林ニ編入ス

昭和七年六月二十一日

朝鮮總督 宇垣 一成

（左記省略）

◎朝鮮總督府告示第三百三十五號

大正十四年朝鮮總督府告示第六十六號（朝鮮總督府鐵道局出張所、運輸事務所及工務事務所ノ名稱、位置及所管區域）中左ノ通改正ス

昭和七年六月二十一日

朝鮮總督 宇垣 一成

清津出張所ノ項所管區域ノ欄中「吉州合水間」ヲ「吉州嶺下間」ニ改ム

◎朝鮮總督府告示第三百三十六號

朝鮮國有鐵道旅客及荷物運送規則昭和七年八月一日ヨリ別冊ノ通改正ス

昭和七年六月二十一日

朝鮮總督 宇垣 一成

（別冊省略）

◎朝鮮總督府告示第三百三十七號

朝鮮東岸慶尙北道盈德郡盈德面江口港ニ於テ防波堤延長築造工事中左ノ通假設燈ヲ設置シ昭和七年六月二十日ヨリ之ニ點燈シタル旨慶尙北道ヨリ報告アリタリ

昭和七年六月二十一日

朝鮮總督 宇垣 一成

江口港假設燈

位置 別圖A、B、C、Dノ各地點

線間發著ノ部品目欄中「鹽」ヲ「食鹽ヲ含ム」ニ改ム

◎朝鮮總督府告示第三百三十三號

大正四年朝鮮總督府告示第十九號ヲ以テ保安林ニ編入シタル箇所ノ表示ヲ左記ノ通更正ス

昭和七年六月十八日

朝鮮總督 宇垣 一成

（左記省略）

◎朝鮮總督府告示第三百三十四號

森林令第一條ノ規定ニ依リ左記ノ箇所ヲ昭和七年六月二十三日ヨリ保安林ニ編入ス

昭和七年六月二十一日

朝鮮總督 宇垣 一成

（左記省略）

◎朝鮮總督府告示第三百三十五號

大正十四年朝鮮總督府告示第六十六號（朝鮮總督府鐵道局出張所、運輸事務所及工務事務所ノ名稱、位置及所管區域）中左ノ通改正ス

昭和七年六月二十一日

朝鮮總督 宇垣 一成

清津出張所ノ項所管區域ノ欄中「吉州合水間」ヲ「吉州嶺下間」ニ改ム

◎朝鮮總督府告示第三百三十六號

朝鮮國有鐵道旅客及荷物運送規則昭和七年八月一日ヨリ別冊ノ通改正ス

昭和七年六月二十一日

朝鮮總督 宇垣 一成

（別冊省略）

◎朝鮮總督府告示第三百三十七號

朝鮮東岸慶尙北道盈德郡盈德面江口港ニ於テ防波堤延長築造工事中左ノ通假設燈ヲ設置シ昭和七年六月二十日ヨリ之ニ點燈シタル旨慶尙北道ヨリ報告アリタリ

昭和七年六月二十一日

朝鮮總督 宇垣 一成

江口港假設燈

位置 別圖A、B、C、Dノ各地點

第 1672 号

一構造　前號各地點ニ木造ノ圓柱ヲ立テ頭部ニ燈器ヲ揭ゲ其ノ高左ノ如シ

地點　自基礎至燈火高　自平均水面至燈火高
A　七米　五〇・五米
B　七・五米　五一・五米
C　一四米　一七・五米
D　五米　三八米

一等級及燈質　無等不動紅光
一明弧　全度
一光達距離　晴天ノ夜一浬半
一記事　防波堤尖端ヲ表示スル爲晝間ハ前記ノ各圓柱頭部ニ紅白旗ヲ揭ゲ其ノ見透線ヲ表示シ夜間ハ右導燈ノ見透線ヲ以テ其ノ尖端ヲ示スモノナルニ依リ一般船舶ハ該見透線ノ交叉點ノ南方ヲ航行スルコトヲ要ス
本導燈ニハ看守員ヲ置カザルニ依リ燈火消滅スルトキハ之ガ復舊迄ニ多少ノ時間ヲ要スベシ

（別圖省略）

正　誤

一昨二十五日內務省告示第百五十七號中六九九頁三段二十行「モイリ」ハ「モイリ、」七〇〇頁三段六行「松屋村」ハ「松尾村」ノ誤モ誤

內務書記官

昨二十六日農林省告示第二百二十五號中免許番號第五二六七號ノ部さけ敕網漁業ノ漁業時期「至十二月三十日」ハ「至十二月三十一日」ノ誤植又同漁業權者ノ下「子吉川中部漁業組合」ノ部ノ字ハ印刷不鮮明ノ分モアルヘシ

敍任及辭令

◎昭和七年七月十五日

正七位勳七等　星野芳次
正七位　橋本里吉
正七位勳六等　渡邊謙次郎
正七位　菅又元之介
同　三宅祿郎
同　林文平
同　岡本治郎平
同　佐藤茂十郎
同　亀谷敬三
同　仙波平馬
同　佐藤良次
同　嶺井强衛
同　野田斜夫
同　後藤秀三
同　奥田美德
同　高稱三郎
同　西山種男
同　堤敬光
同　安田喜一郎
同　岡村直治
同　笹井隼二
同　諸富鐵雄
同　田中健三
同　篠崎時廣
同　金子近次
同　安藤愛之助
正七位勳六等　三澤熊次
同　槇野佐太郎
同　鈴木俊吉
正七位　山內山彦
同　吉田豊治
同　矢部俊雄
正七位勳六等　角田鶴雄
正七位　鈴木彌四郎
同　武者林十郎
同　山川太良吉
同　中路正義
同　高野鷹二
同　佐藤孝次
同　時下米太郎
同　依田操
同　淺尾芳之助
同　藤田金一郎
同　吉田勘三
同　井上邦治
同　島藤助

（各通）

同　菊地平四郎
同　宮川廣勝
正七位勳六等　有木虎雄
正七位　川村英雄
同　柿元義秀
同　荘司信守
同　鶴島堯經
同　益田經次郎
同　末永延壽
同　矢野綱次
同　山田見之助
同　中野修一
同　奥山喜佐太
同　今井治郎
同　十時繁雄
同　金崎純一
同　領田勇
同　樋口謹一
同　西村きぬ
同　稻掛忠次
同　森田豐稔
同　松丘綱雄
同　杉山一枝
同　富岡專次郎
同　新家利一
同　前田莊一
同　河合敏直
同　武田貞三
同　蘆澤安平
同　松井清治
同　林茂
同　一瀨正巳
同　太田廣三
同　松井賢三
同　村上くま
同　上田亮吉
同　橘
同　網祐次
同　小林種樹
同　武藤完雄
同　久武眞直
同　竹山說三
同　平岩馨邦
同　小池達三郎
同　坂本保
同　平原不二也
同　久保健次
同　松波秀利
同　冨山清憲
同　小泉七雄
同　佐藤欣二
同　小林武次
同　滿尾君亮
同　菱谷惣太郎
同　橋本佐次郎
同　北敏
同　三好忠一
同　島村義信
同　柴田晴彥
同　堀越一三
同　島秀雄
同　小林芳夫
同　齋藤鼎
同　中矢隆雄
同　濱地辰助
同　廣川憲二郎
同　內山祥一
同　佐藤義登
同　依藤豊
同　高田圭介
同　加藤
同　野村正俊
同　西村英一
同　湯口寛二
同　神阪吉明
同　國香哲三郎
同　柏井忠安
同　村上英男
同　橋本康世

敍從六位

從七位勳八等　秋山兵三郎
從七位勳六等　久保國治
同　長田良吉

同　朴木源三
同　加藤萬吉
同　石榑諒
從七位勳六等功七級
從七位勳六等　水上長藏
同　馬詰定三
同　中前喜之介
同　山崎國二
同　山內甚太郎
同　鈴木政之進
同　松下長兵衛
同　赤塚清五郎
同　石井峯次
從七位勳七等　河村勝治
從七位勳六等　大森喜三郎
從七位勳八等　北山新治郎
從七位勳六等　角由吉
從七位勳七等　田中太一
同　田中靜
從七位勳六等　望月靜
同　金子豊治
同　大谷二郎
同　野々村雅二
同　朝日五十四
同　原田龍一
同　齋田從義
從七位勳六等　尾之上弘信
從七位　岩崎信太郎
同　小谷淡雲
從七位勳六等　池田福松
同　石川八十吉
同　生野茂
從七位　大賀三喜
同　佐藤猛雄
從七位勳八等　青山於莵
同　植田彌太郎
從七位　來栖義一
同　鈴木美喜之助
同　丸茂貞亮
同　西內克秀
同　武內龍次
同　小瀧彬
同　寺崎英成
同　廣田洋二
同　萩原徹
同　大江晃
同　興謝野秀
同　瀧川欽哉
同　成田勝四郎
同　佐久間辰男
同　横山秀雄
同　松本有賀雄
從七位勳八等　宮崎千次郎
從七位　伊藤陽
同　小穴富司雄
同　谷口俊夫
同　美濃部洋次
同　本多孝一
同　原田兵衛
同　林田亀彦
同　堀內將義
同　新井睦治
同　笹山茂太郎
同　中村淳
同　大和田愛羅
同　戶倉莞爾
同　高瀨軍治
同　大曾根源助
同　櫻田茂
同　加藤金平
同　石田祐次郎
同　內田登一
同　鮎川武一郎
同　林禎二郎
同　阿部興
同　松久義平
同　森舉四郎
同　關晴雄
同　川尻稔
同　吉田悌二郎
同　新井茂
同　大麻ツエ

（各通）

同　永井喜登
同　豊田吉治
從七位勳六等功五級
從七位　江川芳光
同　大隅健一郎
同　眞谷整二
同　林廣修
同　七澤甚喜
同　立川辰三郎
同　菅波稱事
同　三田村健太郎
同　千住雄造
同　西村偉
同　田中芳助
同　川上太郎
同　岡松成太郎
同　畠中大輔
同　天日光一
同　三木秋義
同　四宮眞佐男
同　川合重太郎
同　我妻正
同　山口悅三
同　內山繁
同　中西憲三
同　岡本秀雄
同　岡田潤一郎
同　小川英次郎
同　佐々木榮一
同　齋藤斌
同　石川準吉
同　柴野和喜夫
同　綿貫藤太郎
同　雉井巖
同　佐藤常五郎
同　花田乾助
從七位勳六等　江藤銳

◎昭和七年七月二十四日

正二位勳一等功二級男爵　日高壯之丞
授旭日桐花大綬章

◎昭和七年七月二十六日

特命全權大使從三位勳一等　有吉明
兼任特命全權公使
敍高等官一等
領事正六位勳六等　柳井恒夫
任外務書記官
敍高等官四等
外務事務官正六位勳五等　神吉正一
任領事
敍高等官四等
（各通）
大使館三等書記官從六位　眞木薰
公使館三等書記官從六位　福井淳
任外務事務官
敍高等官五等

◎昭和七年七月二十六日

特命全權公使從三位勳一等　有吉明
（各通）
九州帝國大學總長正三位勳二等　松浦鎭次郎
特ニ親任官ノ待遇ヲ賜フ

東京帝國大學教授伯爵　林博太郎
依願免本官
特命全權公使　有吉明
中華民國駐箚被仰付
特命全權大使　有吉明
ブラジル國駐箚被免
正三位勳二等伯爵　林博太郎
南滿洲鐵道株式會社總裁被仰付（以上想內閣）
外務書記官　柳井恒夫
賜二級俸
亞細亞局第三課長ヲ命ス
領事　神吉正一
賜二級俸
奉天在勤ヲ命ス
外務事務官　眞木薰
賜四級俸
歐米局第二課勤務ヲ命ス
同　福井淳
賜五級俸
條約局第一課勤務ヲ命ス

第16672号

同　北澤　直吉
同　桑原　鶴
亞細亞局第三課勤務ヲ命ス（以上外務省）
同　内務技師　中間　友義
同　伊藤　信
十級俸下賜
東京土木出張所勤務ヲ命ス　伊藤　令二
十級俸下賜
横濱土木出張所勤務ヲ命ス　前國千代次
十級俸下賜
仙臺土木出張所勤務ヲ命ス　橋本　規明
十級俸下賜
名古屋土木出張所勤務ヲ命ス　稲垣　茂樹
十級俸下賜
大阪土木出張所勤務ヲ命ス　柳澤　米吉
十級俸下賜
神戸土木出張所勤務ヲ命ス　松村　孫治
十級俸下賜
土木試驗所勤務ヲ命ス　地方事務官　香山　忠好
八級俸下賜
兵庫縣勤務ヲ命ス（以上内務省）
川内乘組海軍機關特務少尉　西原　政一
補陸奥乘組（佐世保鎮守府）
鎮守府附海軍特務少尉　堀之内忠義
待命被仰付（同）
長崎醫科大學教授　緒方　大象
本俸三級俸下賜
公立中學校教諭　飯田　勇
歐米各國ヘ出張ヲ命ス（以上文部省）
農林技師　白井　勇
九級俸下賜
米穀部勤務ヲ命ス　北澤　直吉
桑原　鶴
地方農林主事　柴田　等
石川縣農林主事ニ補ス
地方農林技師　古林　光藏
千葉縣農林技師ニ補ス
同　鈴木　誠一
岩手縣農林技師ニ補ス（以上農林省）
地方商工技師　石崎　猛夫
靜岡縣靜岡市商工技師ニ補ス（以上商工省）
公立實業學校教諭　籠田　又平
七級俸下賜（和歌山縣）

彙報

○官廳事項

◎海事審議會委員ヲ囑託　遞信省内ニ設置ノ海事審議會委員ニ昨二十五日左ノ通囑託セラレタリ

陸軍次官　小磯　國昭

海事審議會委員ヲ囑託ス

○司法

◎公證人任命　大屋道雄ハ本月二十二日公證人ニ任セラレ富山地方裁判所所屬及高岡市ニ於テ事務取扱ヲ命ゼラレタリ（司法省）

○陸海軍

◎憲兵分隊廳舍假移轉　郡城憲兵分隊ハ廳舍改增築工事ノタメ本月十二日郡城市廻城町三三九九番地元北諸縣郡會議事堂跡ニ假移轉同日ヨリ事務ヲ開始セリ（陸軍省）

◎臺灣軍經理部官蘭派出所設置　臺灣軍經理部宜蘭派出所ハ本月二十日臺北州宜蘭郡宜蘭街坤門九十番地ニ設置シ同日ヨリ事務ヲ開始セリ（陸軍省）

◎卒業證書付與　歩兵第二十三聯隊ニ於テ陸軍歩兵一等兵川越幸雄（宮崎縣）歩兵第三十四聯隊ニ於テ同中村俊雄（靜岡縣）歩兵第四十五聯隊ニ於テ同永野光男（鹿兒島縣士族）歩兵第四十七聯隊ニ於テ陸軍歩兵上等兵川田光夫（大分縣）同小野長一（同）ニ本月九日各々蹄鐵術卒業證書ヲ付與セリ（陸軍省）

◎日本赤十字社錄事

有功章授與　日本赤十字社ハ左記二十四名ノ社業上ノ功勞又ハ社資幫助ノ篤志ニ對シ上奏勅裁ヲ經テ有功章ヲ授與セリ

神奈川　村山　拾吉
群馬　森田　傳作　横山辰五郎　大島　宗平
小林　周造　野中　かの　大河原豐太郎
櫪木　豐島　長吉　金子　傳平
三重　戸野周二郎
愛知　赤座大治郎
山梨　佐藤　正俊　石居四郎平
滋賀　若村　源左衛門
山形　村田　與治兵衛
山口　石津　勘吉　石津　峻
愛媛　阿部秀太郎　許萬鉀　李淑敬
朝鮮　曹貞　玉　許萬鎬

特別社員推薦　日本赤十字社ハ左記百一名ノ社業上ノ功勞又ハ社資幫助ノ篤志ニ對シ特別社員ニ推薦セリ

北海道　小島三四郎
東京　染谷　晴雄
兵庫　中村　勝　堀田　正夫
生島　敏治　高津奈良男　古林　治榮
大塚　榮次　藤田　達志
群馬　櫛淵　鳴治
千葉　大久保　智次郎
奈良　潮田藤三郎　森田　傳次
三重　高島齊之助
愛知　廣田　七郎　鈴木祐太郎　井上　英貞
滋賀　石居四郎平
長野　竹村　錢治　國分　傳
福島　野村　錢江
青森　安達　和夫
山形　川村貞四郎
佐藤　冨士　新澤　龍藏
山田　芳藏　石岡　孝一　廣野　數馬
酉尾　榮太郎
和田　德一
石津　峻　石田　保平
加藤　一郎　末廣八十八
西原　常松　田中新太郎
中村　重保　堀田　馬三　堀江　貞證
青木　休一　林　正二　小田嶋千代
森太與太郎　永田新之允
柿並　七郎　佐々木綱次
竹本　儀藤　村中　國一
白木　忠雄　木下　吉次　見林　貞琴
川北　祐吉　石川　助市　藤井喜代松
楠　忠雄　藤井百合雄　福谷　甚一
河野　群次　松富　政一　伊藤　文一
和歌山　清瀧　よ孫　國部ヤスヱ
德島　梁井　淳二
愛媛　阿部秀太郎　菅　義德
福岡　中村　格治　井上亀三郎　岩田延太郎
大分　河野　恒夫
佐賀　田中　三郎
熊本　小山　信說
朝鮮　許萬鉀　李淑敬　曹貞　玉
許萬鎬　宇郷寛益治　奥井和一郎
松尾　熊太
滿洲　陳彬章　任吉松　陳孚卿
初玉生　馬書九　劉雲閣
遼北川　德三　松尾　盛男　武藤　多作
北川　芳洲　澤　長太郎　北村　一雄
安　立義　久吾　坂下　義道
松下　義道　坂井　靈義
布哇　渡邊　久吾　坂井　靈義
金杯贈與　日本赤十字社ハ桂榮助ノ社資幫助ノ篤志ニ對シ金杯ヲ贈與セリ
銀杯贈與　日本赤十字社ハ左記八名ノ社業上ノ功勞ニ對シ銀杯ヲ贈與セリ
大阪　佐野　利平　石塚　典藏　谷村　直
橋本　常藏　山本源二郎　和田元治郎
狹間東次郎　田中　林造
木杯贈與　日本赤十字社ハ左記五十一名ノ社業上ノ功勞又ハ社資幫助ノ篤志ニ對シ木杯一組宛贈與セリ（以上陸軍省、海軍省）
北海道　小島三四郎　福井重次郎
東京　花房　靜子
京都　姫木佐太郎　大越　務　今西善次郎
伊藤喜三郎　野村權右衛門　淺井安次郎
淺井仁三郎　北條重之助　山田　幸次
津村末三郎　中島米太郎　松本　久則
長谷川琳三　佐々木留三郎
松阪　力造
吉村功一郎

兵庫　辻本　正之　井上　萬司　塩田　巌
梅田茂右衛門
埼玉　渡邊文太郎　淺井增五郎　小野　藤平
千葉　伊藤　勇吉
茨城　井坂　豊吉
奈良　中村季次郎
三重　中川又五郎
愛知　都筑寅之助　野田　正昇　虫鹿健之烝
大津　憲史　野田鹿三郎　橋本鉉太郎
靜岡　務田　銀藏　鈴木謹三郎　飯島　岩吉
青森　横山　利定　近藤　善吉
福井　平城作治郎　小林　清常
山口　池田　孫平　村重　守一　米本　靖
中野　福治　小田　藤吉
布哇　保井靜次郎

○宗教

◎天台宗宗則宗費賦課徵收法中改正　天台宗宗則宗費賦課徵收法中改正ノ件一昨二十五日認可セリ（文部省）

◎臨濟宗建仁寺派宗制寺法改正等　臨濟宗建仁寺派宗制寺法改正並宗規管長選擧例、同宗務本院及出張所例、同宗務支院例、同宗務本支院職員任用例、同宗會及參事員會例、同宗會議員及參事員選擧例、同褒賞例、同懲戒例、同住職任免例、同教師檢定例、同法階廢絶例、同寺班例、同布教例、同布教師任用例、同教育例、同教會例、同寺有財産管理例、同會計例、同歲財金徴集例、同托鉢免許例、同直末編入例、同擯徒信徒取扱例、同管長待遇取扱例及同宗務本院職員給與例制定ノ件一昨二十五日認可セリ（文部省）

○産業

◎都市小賣物價概況　商工省調査ニ係ル昭和七年六月ノ十三都市小賣物價概況左ノ如シ（商工省）

（一）全國概況

昭和七年六月ニ於ケル東京以下十三都市小賣物價指數（昭和四年十二月十六日ノ價格ヲ一〇〇トシ單純算術平均ノ方法ニ依リ算出セルモノ）ハ總平均七五・三ニシテ之ヲ前月ノ七七・五ニ比較スルニ二分八厘ノ低落ニシテ更ニ前年同月ニ比較スレハ三分七厘ノ低落ニ當ル

次ニ五大分類別ノ指數ヲ觀ルニ燃料ハ八一・三最モ高ク雜品ハ七四・七最モ低シ

食料品ハ前月ニ比シ米（上）七六・〇、米（下）七六・〇、糯米七六・〇、玉蜀黍七六・〇、改良麥七六・〇、小麥粉七六・〇、大豆七六・〇、小豆七六・〇、菜種七六・〇、麵類七六・〇、食鹽七六・〇、鰹節七六・〇、豆腐七六・〇、豆類七六・〇、馬鈴薯七六・〇、甘藷七六・〇、牛蒡七六・〇、大根七六・〇、葱七六・〇、キャベツ七六・〇、玉葱七六・〇、干瓢七六・〇、小麥粉七六・〇、奈良漬七六・〇、林檎七六・〇、豚肉七六・〇、青島牛肉七六・〇、内地牛肉七六・〇、バナナ七六・〇、鶏卵七六・〇、牛乳七六・〇、練乳七六・〇、内地鶏卵七六・〇、支那鶏卵七六・〇、生鯛七六・〇、生鯖七六・〇、生鰯七六・〇、生蛸七六・〇、鹽鮭七六・〇、干鱈七六・〇

十三都市別小賣物價指數（昭和七年六月十六日）

東京　大阪　神戸　京都　名古屋　横濱　廣島　金澤　仙臺　小樽　福岡　新潟　高知　平均　前月平均　前年同月平均

| | | |

◎東京氣象

七月二十三日　天氣概況　晴一時曇

平均氣壓（海面ノ度）	七五九・〇粍	平均水蒸氣張力	三三・一粍
平均氣溫	二八・一度	平均雲量	四・八
平年ヨリ二・八度高シ		日照時間	一一・四時
最高氣溫	三二・八度	平均風速度	二・三米
最低氣溫	二四・三度	最大風速度	四・六米
前五日間平均氣溫	二七・四度	最多風向	南
平年ヨリ二・三度高シ		降水總量	—
平均湿度	七七％	一時間最大降水量	—
同	二十四日	天氣概況	曇後快晴
平均氣壓（海面ノ度）	七五七・四粍	平均水蒸氣張力	二・三粍
平均氣溫	二八・八度	平均雲量	〇・九
平年ヨリ三・五度高シ		日照時間	一一・五時
最高氣溫	三三・八度	平均風速度	二・一米
最低氣溫	二四・六度	最大風速度	四・〇米
前五日間平均氣溫	二八・一度	最多風向	南
平年ヨリ二・九度高シ		降水總量	—
平均湿度	七六％	一時間最大降水量	—

記事　—

（以上中央氣象臺）

廣告

◎恤兵金品

今回ノ滿洲事變ニ際シ明治三十七年陸軍省告示第四號ニ依リ受領シタル寄附金、寄附者住所氏名及寄贈品同價格並ニ寄贈者住所氏名左ノ如シ

昭和七年七月

陸軍恤兵部

受領月日	寄附金ノ部（代表名ノモノハ内譯ヲ省略ス）	現住所	族籍	官職位勳爵氏名
六年一二・三	樺太庁	泊居郡泊居町泊居濱町一丁目泊居同漁店		從業員代表 北重良
一三・三	北海道 五〇・〇〇	札幌市北一條西二ノ一		札幌質屋組合代表 安部英三郎
同	五〇・〇〇	同市中島公園市立高等女學校		同代表 林造酒太郎
同	二〇・〇〇	同市山鼻町札幌工業學校		職員生徒代表同校長 橋本竹之助
同	五〇・〇〇	空知郡三笠山村市來		山根銀藏
同	東京府 一・〇〇	東京市神田區連雀町		連雀町町會 金枝峯三郎
同	三・〇〇	同市淺草區永住町一八		

土地收用公告

左ノ事業ハ土地收用法ニ依リ土地ヲ收用スルコトヲ得ルモノト認定ス

起業者　兵庫縣知事

事業ノ種類　道路改築

起業地　兵庫縣津名郡多賀村地内

右公告ス

昭和七年七月二十七日

内務大臣　男爵　山本達雄

都市計畫公告

大阪都市計畫地域變更ノ件昭和七年七月二十日内閣ノ認可ヲ受ケ昭和七年八月十日ヨリ之ヲ施行ス其ノ地域ヲ表示シタル圖面ハ大阪府廳ニ備ヘ置キ縱覽ニ供ス

右公告ス

昭和七年七月二十七日

内務大臣　男爵　山本達雄

同	一一・七〇	萩原郡世田谷町三宿三九七、南發吉方	有志代表	佐藤清 西村高 田中正 加藤貞 伊藤義 守谷茂 一瀬正 田所雄 上遠野清
同	京都府 三〇・〇〇	何鹿郡綾部町府立城丹蠶業學校、府立蠶業試驗場	職員生徒代表	小野速
同	大阪府 八二・三〇	大阪市此花區上福島中二ノ二四	福生會有志代表	藤井安治郎
同	一・〇〇	同市東成區鴫野町二〇七	有志代表	久保繁雄
同	七・四〇	泉北郡南池田村平井五九一	金剛講代表	和田鶴松
同	兵庫縣 五・八〇	神戸市北長狹通四丁目		
同	二四六・五五	市立第三神港商業學校	四年三組代表	横山壽夫
同	五七・二三	同市神戸區加納町三丁目一七八	加納町三丁目商生組合、帝國在鄉軍人會中狹加分會第一班、加三青年會代表	園田貞治郎
同	五・二三	養父郡大藏村	佛教講國會大藏支部	福松
同	長崎縣 七〇・〇〇	津名郡室津村	西中之町有志代表	進
同	三五・〇〇	長崎市蹲屋尋常小學校	職員兒童代表、校長勳八等	市川庄次郎
同	二七・八〇	同市城山町城山尋常高等小學校	職員兒童代表、校長	吉田正夫
埼玉縣	一〇・〇〇	同市新町新町尋常小學校	職員兒童代表、校長勳八等	志賀親久
群馬縣	一一・三六	北足立郡太和田町		大和田町青年團
千葉縣	一・〇〇	東葛飾郡浦安町猫實	第十一區納稅組合第四組長	村田鹿太郎
同	一〇・〇〇	同郡八日市場町町役場		三橋
同	一〇・〇〇	同郡共與村		森
同	五・〇〇	同郡秣海村春海四七三四		東小笹青年團
同	一・〇〇	同郡同村春海五六八七ノ一		伊藤源助
奈良縣	一〇・〇〇	奈良市高畑町、歩兵第三十八聯隊第十中隊		多田米藏
同	三〇・〇〇	北葛城郡高田町	高田士木工營所所員代表	幹部候補生
同	一〇・〇〇	南葛城郡掖上村		川島精二
同	六・〇〇	磯城郡上之郷村當麻		南十三青年團
同	三・四四	吉野郡十津川村折立		當麻青年會
同	一・五五	同郡賀名生村賀名生村尋常高等小學校		玉置藤雄
同	三・〇〇	宇智郡北宇智村小和	六年有志代表	井上平治
同	一・〇〇	同		小和修蓼會
同	一・〇〇	宇陀郡神戸村		增山秋村
同	三重縣 一〇〇・〇〇	桑名郡桑名町船馬町三三一		仲川治三郎
同	一・五〇	阿山郡中瀨村	中瀨村主婦會上荒木支會、同支會長	笹岡文太郎 海津まさ

同	愛知縣 三〇・〇〇	豐橋市向山石川組製糸所	從業員	交友會
同	二一・五〇	同市花田町東産社製糸場	同	同
同	二〇・七六	同市向山石川組製糸場	東産社製糸所	
同	一〇・〇〇	同市花田町	從業員	森長勉
同	七・〇〇	同市同町齊藤鈴木製糸場	同	同
同	一・五〇	同市松山町	森町警察署員	一同
同	五〇・〇〇	渥美郡神戸村	姓名不詳	
二一・三	靜岡縣 一五・〇〇	山中製糸慶仁會代表	金丙鉉	同
同	一・〇〇	周智郡森町（住所不明）		
二一・三	山梨縣 三・〇〇	中巨摩郡龍王村新町	野田	タヅ子
同	三・〇〇	同郡敷島村仲町、敷島尋常高等小學校	荻野	きくの
同	二・〇〇	同郡國母村高畑	同	幸子
同	滋賀縣 一四・三九	甲陽勝珠會高畑支部代表	同	濱子
二一・三	犬上郡高宮町	ほほえみ會六反會支部代表	鈴木	義雄
同	一〇・〇〇	蒲生郡日野町大窯、小林自動車部方	辻	小林盈
同	九・九三	栗太郡草津町大路井近江帆布株式會社草津工場	竹内	村田登
同	岐阜縣	親友會有志代表同會長	竹見	小林昇
同			松太郎	藤三郎
二一・三		櫻井留吉	秀雄	
二一・三	一〇〇・〇〇	福岡市住吉町籠島	同	同
同	三一・〇五	同市堅粕吉野町	日木足袋株式會社福岡工場女子青年會會長	石橋マサ子
同	一〇・五〇	筑紫郡岩戸村道善（住所不明）	同會名譽會長	同 カネ子
同	四・四一	福岡市春吉町春吉尋常小學校	帝國在鄉軍人會堅粕分會吉野町班代表	田中友次郎
同	一・五〇		堅粕青年會吉野町支會代表	山下正助
			堅粕吉野町愛國婦人會會員表	北方勘次郎
				村田秀夫
				筑紫中學校五年三組
				三年姓名不詳

◎海技免狀原簿登錄

（昨二十六日納）

種類	番號	登錄月日	氏名	摘要
新規				
同	三六六	同	上田尾梅吉	小形發動機ヨリ進級
同	三六七	同	松田正三	
同	三六八	同	松下文明	
同	三六九	同	才野高志	
同	三七〇	同	原口重次郎	
同	三七一	同	奥田達一	
同	三七二	同	中田秋男	
同	三七三	同	藤原文明	
同	三七四	同 一七	濱末靜馬	
同	三七五	同	蓼田俊吾	
同	三七六	同	松本守	
同	三七七	同	宮本一男	
同	一五〇五九	五、九	中本武治	
同	一五〇六〇	同 一七	光藤勇一	
同	一五〇六一	同 二三	福島初男	
同	一五〇六二	同	山崎芳一	
同	一五〇六三	同	藤岡博	
同	一五〇六四	同	萩本民夫	
同	五〇〇	工夫一同		
同	五〇〇	筑紫郡筑生村小島長福寺内	職員一同	
同	一六〇〇	東筑摩郡島内村	東方區民東方在鄉軍人會東方青年代表東方區長	蕊教婦人會犬飼伊諦藏

第 1672 号
本文

種類	番號	抹消（登錄抹消月日ノ下ニ因ルモノヲ除ク）	氏名	摘要
同	二九七三	同	中島貞夫	
同	二九七四	同	河崎友三	
同	二九七五	同	東村初市	
同	二九七六	同	北村又次	
同	二九七七	同	太田義雄	
同	二九七八	同	香西嘉吉	
同	二九七九	同	中野嘉一	
同	二九八〇	同	柿本松太郎	
同	二九八一	同	平尾健一	
同	二九八二	同	川尚一	
同	二九八三	同	村上光義	
同	二九八四	同	藤谷忠太郎	
同	二九八五	同	瀬賀信太	
同	二九八六	同	山崎春夫	
同	二九八七	同	三宅義夫	
同	二九八八	同	岡崎正郎	
同	二九八九	同	小林榮男	
同	二九九〇	同	空下昇	
同	二九九一	同	鍵本德	
同	二九九二	同	野崎義雄	
同	二九九三	同	宇野梅一	
同	二九九四	同	菊池初次郎	
同	二九九五	同	長池錚助	
同	二九九六	同	山下博	
同	二九九七	同	出野喜代藏	
同	二九九八	同	小林佐一	
同	二九九九	同	田中藤吉	
同	三〇〇〇	同	植木英男	
同	三〇〇一	同	渡邊周次	
同	三〇〇二	同	大高要一	
同	三〇〇三	同	土屋清	
同	三〇〇四	同	木部喜之助	
同	三〇〇五	同	渡邊峰吉	
同	三〇〇六	同	出野重藏	
同	三〇〇七	同	大隅富吉	
同	三〇〇八	同	長谷川惣助	
同	三〇〇九	同	藤井治平	
同	三〇一〇	同	大野榮治	
同	三〇一一	同	野中德次	
同	三〇一二	同	飯田清	
同	三〇一三	同	植田	
同	三〇一四	同	渡邊秋二	
同	三〇一五	同	李尚迷	
同	三〇一六	同	下柳龜松	
同	三〇一七	同	筑丸光雄	
同	三〇一八	同	杉喜代藏	
同	三〇一九	同	內田一美	
同	三〇二〇	同	雄島榮藏	
同	三〇二一	同	成富伊三郎	
同	三〇二二	同	鳴海重助	
同	三〇二三	同	大崎猛	
同	三〇二四	同	園名乙	
同	三〇二五	同	松野	
同	三〇二六	同	三三	伊藤一
同	三〇二七	同	三三	河本晉彥
同	三〇二八	同	三三	關知江
同	三〇二九	同	三三	大江大吉
同	三〇三〇	同	三三	寺田政五郎
同	三〇三一	同	三三	同太田
同	三〇三二	同	三三	同江尻
同	三〇三三	同	三三	同
同	三〇三四	同	三三	同
同	三〇三五	同	三三	同
同	三〇三六	同	三三	同
同	三〇三七	同	三三	同
同	三〇三八	同	三三	同
同	三〇三九	同	三三	同
同	三〇四〇	同	三三	同
同	三〇四一	同	三三	同
同	三〇四二	同	三三	同
同	三〇四三	同	三三	同
同	三〇四四	同	三三	同
同	三〇四五	同	三三	同
同	三〇四六	同	三三	同
同	三〇四七	同	三三	同
同	三〇四八	同	三三	同
同	三〇四九	同	三三	同
同	三〇五〇	同	三三	同
同	三〇五一	同	三三	同
同	三〇五二	同	三三	同
同	三〇五三	同	三三	同
同	三〇五四	同	三三	同
同	三〇五五	同	三三	同
同	三〇五六	同	三三	同
同	三〇五七	同	三三	同
同	三〇五八	同	三三	同
同	三〇五九	同	三三	同
同	三〇六〇	同	三三	同
同	三〇六一	同	三三	同
同	三〇六二	同	三三	同
同	三〇六三	同	三三	同
同	三〇六四	同	三三	同
同	三〇六五	同	三三	同
同	三〇六六	同	三三	同
同	三〇六七	同	三三	同
同	三〇六八	同	三三	同
同	三〇六九	同	三三	同
同	三〇七〇	同	三三	同
同	三〇七一	同	三三	同
同	三〇七二	同	三三	同
同	三〇七三	同	三三	同
同	三〇七四	同	三三	同
同	三〇七五	同	三三	同
同	三〇七六	同	三三	同
同	三〇七七	同	三三	同
同	三〇七八	同	三三	同
同	三〇七九	同	三三	同
同	三〇八〇	同	三三	同
同	三〇八一	同	三三	同
同	三〇八二	同	三三	同
同	三〇八三	同	三三	同
同	三〇八四	同	三三	同
同	三〇八五	同	三三	同
同	三〇八六	同	三三	同
同	三〇八七	同	三三	同
同	三〇八八	同	三三	同
同	三〇八九	同	三三	同
同	三〇九〇	同	三三	同
同	三〇九一	同	三三	同
同	三〇九二	同	三三	同
同	三〇九三	同	三三	同
同	三〇九四	同	三三	同
同	三〇九五	同	三三	同
同	三〇九六	同	三三	同
同	三〇九七	同	三三	同
同	三〇九八	同	三三	同
同	三〇九九	同	三三	同
同	三一〇〇	同	三三	同
同	三一〇一	同	三三	同
同	三一〇二	同	三三	同
同	三一〇三	同	三三	同
同	三一〇四	同	三三	同
同	三一〇五	同	三三	同
同	三一〇六	同	三三	同
同	三一〇七	同	三三	同
同	三一〇八	同	三三	同
同	三一〇九	同	三三	同
同	三一一〇	同	三三	同
同	三一一一	同	三三	同
同	三一一二	同	三三	同
同	三一一三	同	三三	同
同	三一一四	同	三三	同
同	三一一五	同	三三	同
同	三一一六	同	三三	同
同	三一一七	同	三三	同
同	三一一八	同	三三	同
同	三一一九	同	三三	同
同	三一二〇	同	三三	同
同	三一二一	同	三三	同
同	三一二二	同	三三	同
同	三一二三	同	三三	同
同	三一二四	同	三三	同
同	三一二五	同	三三	同
同	三一二六	同	三三	同
同	三一二七	同	三三	同
同	三一二八	同	三三	同
同	三一二九	同	三三	同
同	三一三〇	同	三三	同
同	三一三一	同	三三	同
同	三一三二	同	三三	同
同	三一三三	同	三三	同
同	三一三四	同	三三	同
同	三一三五	同	三三	同
同	三一三六	同	三三	同
同	三一三七	同	三三	同
同	三一三八	同	三三	同
同	三一三九	同	三三	同
同	三一四〇	同	三三	同
同	三一四一	同	三三	同
同	三一四二	同	三三	同
同	三一四三	同	三三	同
同	三一四四	同	三三	同
同	三一四五	同	三三	同
同	三一四六	同	三三	同
同	三一四七	同	三三	同
同	三一四八	同	三三	同
同	三一四九	同	三三	同
同	三一五〇	同	三三	同
同	三一五一	同	三三	同
同	三一五二	同	三三	同
同	三一五三	同	三三	同
同	三一五四	同	三三	同
同	三一五五	同	三三	同
同	三一五六	同	三三	同
同	三一五七	同	三三	同
同	三一五八	同	三三	同
同	三一五九	同	三三	同
同	三一六〇	同	三三	同
同	三一六一	同	三三	同
同	三一六二	同	三三	同
同	三一六三	同	三三	同
同	三一六四	同	三三	同
同	三一六五	同	三三	同
同	三一六六	同	三三	同
同	三一六七	同	三三	同
同	三一六八	同	三三	同
同	三一六九	同	三三	同
同	三一七〇	同	三三	同
同	三一七一	同	三三	同
同	三一七二	同	三三	同
同	三一七三	同	三三	同
同	三一七四	同	三三	同
同	三一七五	同	三三	同
同	三一七六	同	三三	同
同	三一七七	同	三三	同
同	三一七八	同	三三	同
同	三一七九	同	三三	同
同	三一八〇	同	三三	同
同	三一八一	同	三三	同
同	三一八二	同	三三	同
同	三一八三	同	三三	同
同	三一八四	同	三三	同
同	三一八五	同	三三	同
同	三一八六	同	三三	同
同	三一八七	同	三三	同
同	三一八八	同	三三	同
同	三一八九	同	三三	同
同	三一九〇	同	三三	同
同	三一九一	同	三三	同
同	三一九二	同	三三	同
同	三一九三	同	三三	同
同	三一九四	同	三三	同
同	三一九五	同	三三	同
同	三一九六	同	三三	同
同	三一九七	同	三三	同
同	三一九八	同	三三	同
同	三一九九	同	三三	同
同	三二〇〇	同	三三	同
同	三二〇一	同	三三	同
同	三二〇二	同	三三	同
同	三二〇三	同	三三	同
同	三二〇四	同	三三	同
同	三二〇五	同	三三	同
同	三二〇六	同	三三	同
同	三二〇七	同	三三	同
同	三二〇八	同	三三	同
同	三二〇九	同	三三	同
同	三二一〇	同	三三	同
同	三二一一	同	三三	同
同	三二一二	同	三三	同
同	三二一三	同	三三	同
同	三二一四	同	三三	同
同	三二一五	同	三三	同
同	三二一六	同	三三	同
同	三二一七	同	三三	同
同	三二一八	同	三三	同
同	三二一九	同	三三	同
同	三二二〇	同	三三	同
同	三二二一	同	三三	同
同	三二二二	同	三三	同
同	三二二三	同	三三	同
同	三二二四	同	三三	同
同	三二二五	同	三三	同
同	三二二六	同	三三	同
同	三二二七	同	三三	同
同	三二二八	同	三三	同
同	三二二九	同	三三	同
同	三二三〇	同	三三	同
同	三二三一	同	三三	同
同	三二三二	同	三三	同
同	三二三三	同	三三	同
同	三二三四	同	三三	同
同	三二三五	同	三三	同
同	三二三六	同	三三	同
同	三二三七	同	三三	同
同	三二三八	同	三三	同
同	三二三九	同	三三	同
同	三二四〇	同	三三	同
同	三二四一	同	三三	同
同	三二四二	同	三三	同
同	三二四三	同	三三	同
同	三二四四	同	三三	同
同	三二四五	同	三三	同
同	三二四六	同	三三	同
同	三二四七	同	三三	同
同	三二四八	同	三三	同
同	三二四九	同	三三	同
同	三二五〇	同	三三	同
同	三二五一	同	三三	同
同	三二五二	同	三三	同
同	三二五三	同	三三	同
同	三二五四	同	三三	同
同	三二五五	同	三三	同
同	三二五六	同	三三	同
同	三二五七	同	三三	同
同	三二五八	同	三三	同
同	三二五九	同	三三	同
同	三二六〇	同	三三	同
同	三二六一	同	三三	同
同	三二六二	同	三三	同
同	三二六三	同	三三	同
同	三二六四	同	三三	同
同	三二六五	同	三三	同
同	三二六六	同	三三	同
同	三二六七	同	三三	同
同	三二六八	同	三三	同
同	三二六九	同	三三	同
同	三二七〇	同	三三	同
同	三二七一	同	三三	同
同	三二七二	同	三三	同
同	三二七三	同	三三	同
同	三二七四	同	三三	同
同	三二七五	同	三三	同
同	三二七六	同	三三	同
同	三二七七	同	三三	同
同	三二七八	同	三三	同
同	三二七九	同	三三	同
同	三二八〇	同	三三	同
同	三二八一	同	三三	同
同	三二八二	同	三三	同
同	三二八三	同	三三	同
同	三二八四	同	三三	同
同	三二八五	同	三三	同
同	三二八六	同	三三	同
同	三二八七	同	三三	同
同	三二八八	同	三三	同
同	三二八九	同	三三	同
同	三二九〇	同	三三	同
同	三二九一	同	三三	同
同	三二九二	同	三三	同
同	三二九三	同	三三	同
同	三二九四	同	三三	同
同	三二九五	同	三三	同
同	三二九六	同	三三	同
同	三二九七	同	三三	同
同	三二九八	同	三三	同
同	三二九九	同	三三	同
同	三三〇〇	同	三三	同
同	三三〇一	同	三三	同
同	三三〇二	同	三三	同
同	三三〇三	同	三三	同
同	三三〇四	同	三三	同
同	三三〇五	同	三三	同
同	三三〇六	同	三三	同
同	三三〇七	同	三三	同
同	三三〇八	同	三三	同
同	三三〇九	同	三三	同
同	三三一〇	同	三三	同
同	三三一一	同	三三	同
同	三三一二	同	三三	同
同	三三一三	同	三三	同
同	三三一四	同	三三	同
同	三三一五	同	三三	同
同	三三一六	同	三三	同
同	三三一七	同	三三	同
同	三三一八	同	三三	同
同	三三一九	同	三三	同
同	三三二〇	同	三三	同
同	三三二一	同	三三	同
同	三三二二	同	三三	同
同	三三二三	同	三三	同
同	三三二四	同	三三	同
同	三三二五	同	三三	同
同	三三二六	同	三三	同
同	三三二七	同	三三	同
同	三三二八	同	三三	同
同	三三二九	同	三三	同
同	三三三〇	同	三三	同
同	三三三一	同	三三	同
同	三三三二	同	三三	同
同	三三三三	同	三三	同
同	三三三四	同	三三	同
同	三三三五	同	三三	同
同	三三三六	同	三三	同
同	三三三七	同	三三	同
同	三三三八	同	三三	同
同	三三三九	同	三三	同
同	三三四〇	同	三三	同
同	三三四一	同	三三	同
同	三三四二	同	三三	同
同	三三四三	同	三三	同
同	三三四四	同	三三	同
同	三三四五	同	三三	同
同	三三四六	同	三三	同
同	三三四七	同	三三	同
同	三三四八	同	三三	同
同	三三四九	同	三三	同
同	三三五〇	同	三三	同
同	三三五一	同	三三	同
同	三三五二	同	三三	同
同	三三五三	同	三三	同
同	三三五四	同	三三	同
同	三三五五	同	三三	同
同	三三五六	同	三三	同
同	三三五七	同	三三	同
同	三三五八	同	三三	同
同	三三五九	同	三三	同
同	三三六〇	同	三三	同
同	三三六一	同	三三	同
同	三三六二	同	三三	同
同	三三六三	同	三三	同
同	三三六四	同	三三	同
同	三三六五	同	三三	同
同	三三六六	同	三三	同
同	三三六七	同	三三	同
同	三三六八	同	三三	同
同	三三六九	同	三三	同
同	三三七〇	同	三三	同
同	三三七一	同	三三	同
同	三三七二	同	三三	同
同	三三七三	同	三三	同
同	三三七四	同	三三	同
同	三三七五	同	三三	同
同	三三七六	同	三三	同
同	三三七七	同	三三	同
同	三三七八	同	三三	同
同	三三七九	同	三三	同
同	三三八〇	同	三三	同
同	三三八一	同	三三	同
同	三三八二	同	三三	同
同	三三八三	同	三三	同
同	三三八四	同	三三	同
同	三三八五	同	三三	同
同	三三八六	同	三三	同
同	三三八七	同	三三	同
同	三三八八	同	三三	同
同	三三八九	同	三三	同
同	三三九〇	同	三三	同
同	三三九一	同	三三	同
同	三三九二	同	三三	同
同	三三九三	同	三三	同
同	三三九四	同	三三	同
同	三三九五	同	三三	同
同	三三九六	同	三三	同
同	三三九七	同	三三	同
同	三三九八	同	三三	同
同	三三九九	同	三三	同
同	三四〇〇	同	三三	同
同	三四〇一	同	三三	同
同	三四〇二	同	三三	同
同	三四〇三	同	三三	同
同	三四〇四	同	三三	同
同	三四〇五	同	三三	同
同	三四〇六	同	三三	同
同	三四〇七	同	三三	同
同	三四〇八	同	三三	同
同	三四〇九	同	三三	同
同	三四一〇	同	三三	同
同	三四一一	同	三三	同
同	三四一二	同	三三	同
同	三四一三	同	三三	同
同	三四一四	同	三三	同
同	三四一五	同	三三	同
同	三四一六	同	三三	同
同	三四一七	同	三三	同
同	三四一八	同	三三	同
同	三四一九	同	三三	同
同	三四二〇	同	三三	同
同	三四二一	同	三三	同
同	三四二二	同	三三	同
同	三四二三	同	三三	同
同	三四二四	同	三三	同
同	三四二五	同	三三	同
同	三四二六	同	三三	同
同	三四二七	同	三三	同
同	三四二八	同	三三	同
同	三四二九	同	三三	同
同	三四三〇	同	三三	同
同	三四三一	同	三三	同
同	三四三二	同	三三	同
同	三四三三	同	三三	同
同	三四三四	同	三三	同
同	三四三五	同	三三	同
同	三四三六	同	三三	同
同	三四三七	同	三三	同
同	三四三八	同	三三	同
同	三四三九	同	三三	同
同	三四四〇	同	三三	同
同	三四四一	同	三三	同
同	三四四二	同	三三	同
同	三四四三	同	三三	同
同	三四四四	同	三三	同
同	三四四五	同	三三	同
同	三四四六	同	三三	同
同	三四四七	同	三三	同
同	三四四八	同	三三	同
同	三四四九	同	三三	同
同	三四五〇	同	三三	同
同	三四五一	同	三三	同
同	三四五二	同	三三	同
同	三四五三	同	三三	同
同	三四五四	同	三三	同
同	三四五五	同	三三	同
同	三四五六	同	三三	同
同	三四五七	同	三三	同
同	三四五八	同	三三	同
同	三四五九	同	三三	同
同	三四六〇	同	三三	同
同	三四六一	同	三三	同
同	三四六二	同	三三	同
同	三四六三	同	三三	同
同	三四六四	同	三三	同
同	三四六五	同	三三	同
同	三四六六	同	三三	同
同	三四六七	同	三三	同
同	三四六八	同	三三	同
同	三四六九	同	三三	同
同	三四七〇	同	三三	同
同	三四七一	同	三三	同
同	三四七二	同	三三	同
同	三四七三	同	三三	同
同	三四七四	同	三三	同
同	三四七五	同	三三	同
同	三四七六	同	三三	同
同	三四七七	同	三三	同
同	三四七八	同	三三	同
同	三四七九	同	三三	同
同	三四八〇	同	三三	同
同	三四八一	同	三三	同
同	三四八二	同	三三	同
同	三四八三	同	三三	同
同	三四八四	同	三三	同
同	三四八五	同	三三	同
同	三四八六	同	三三	同
同	三四八七	同	三三	同
同	三四八八	同	三三	同
同	三四八九	同	三三	同
同	三四九〇	同	三三	同
同	三四九一	同	三三	同
同	三四九二	同	三三	同
同	三四九三	同	三三	同
同	三四九四	同	三三	同
同	三四九五	同	三三	同
同	三四九六	同	三三	同
同	三四九七	同	三三	同
同	三四九八	同	三三	同
同	三四九九	同	三三	同
同	三五〇〇	同	三三	同
同	三五〇一	同	三三	同
同	三五〇二	同	三三	同
同	三五〇三	同	三三	同
同	三五〇四	同	三三	同
同	三五〇五	同	三三	同
同	三五〇六	同	三三	同
同	三五〇七	同	三三	同
同	三五〇八	同	三三	同
同	三五〇九	同	三三	同
同	三五一〇	同	三三	同
同	三五一一	同	三三	同
同	三五一二	同	三三	同
同	三五一三	同	三三	同
同	三五一四	同	三三	同
同	三五一五	同	三三	同
同	三五一六	同	三三	同
同	三五一七	同	三三	同
同	三五一八	同	三三	同
同	三五一九	同	三三	同
同	三五二〇	同	三三	同
同	三五二一	同	三三	同
同	三五二二	同	三三	同
同	三五二三	同	三三	同
同	三五二四	同	三三	同
同	三五二五	同	三三	同
同	三五二六	同	三三	同
同	三五二七	同	三三	同
同	三五二八	同	三三	同
同	三五二九	同	三三	同
同	三五三〇	同	三三	同
同	三五三一	同	三三	同
同	三五三二	同	三三	同
同	三五三三	同	三三	同
同	三五三四	同	三三	同
同	三五三五	同	三三	同
同	三五三六	同	三三	同
同	三五三七	同	三三	同
同	三五三八	同	三三	同
同	三五三九	同	三三	同
同	三五四〇	同	三三	同
同	三五四一	同	三三	同
同	三五四二	同	三三	同
同	三五四三	同	三三	同
同	三五四四	同	三三	同
同	三五四五	同	三三	同
同	三五四六	同	三三	同
同	三五四七	同	三三	同
同	三五四八	同	三三	同
同	三五四九	同	三三	同
同	三五五〇	同	三三	同
同	三五五一	同	三三	同
同	三五五二	同	三三	同
同	三五五三	同	三三	同
同	三五五四	同	三三	同
同	三五五五	同	三三	同
同	三五五六	同	三三	同
同	三五五七	同	三三	同
同	三五五八	同	三三	同
同	三五五九	同	三三	同
同	三五六〇	同	三三	同
同	三五六一	同	三三	同
同	三五六二	同	三三	同
同	三五六三	同	三三	同
同	三五六四	同	三三	同
同	三五六五	同	三三	同
同	三五六六	同	三三	同
同	三五六七	同	三三	同
同	三五六八	同	三三	同
同	三五六九	同	三三	同
同	三五七〇	同	三三	同
同	三五七一	同	三三	同
同	三五七二	同	三三	同
同	三五七三

一目的　和洋裁縫講負業右ニ附帯スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和七年四月十七日
一代表社員　船津綱次郎
一社員氏名住所出資　金二千圓　船津綱次郎　大阪市南區東清水町四十一番地
一存立時期　大塚百三郎　同所
一合名會社設立
一商號　合名會社尾山裁縫部
一本店　大阪市南區大寶寺町西之丁二十九番地
一目的　和服裁縫講負業右ニ附帯スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和七年四月十八日
一代表社員　尾山新三郎
一社員氏名住所出資　金三千圓　尾山新三郎　大阪市南區大寶寺町西之丁二十九番地
一存立時期　尾山てつ　同所
一合名會社設立
一商號　合名會社中島裁縫部
一本店　大阪市南區三ツ寺町十二番地
一目的　和服裁縫講負業右ニ附帯スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和七年四月二十日
一代表社員　中島友三郎
一社員氏名住所出資　金一千五百圓　中島友三郎　大阪市南區三ツ寺町十二番地　中島駒三　同所
一存立時期　二十箇年
一日本食糧薬株式會社變更（支店）
一監査役藤澤友吉ハ昭和七年四月十七日　死亡ス
一昭和七年四月三十日登記
一大正海上火災保險株式會社變更（支店）
一監査役加地利夫ハ昭和七年四月二十日退任シ
一同三上勝ハ同日重任シ左記ノ者同日監査役ニ就任ス
津田弘祺　東京府豐多摩郡戸塚町大字戸塚九百三十一番地
一中外舎密工業株式會社變更（支店）
一昭和六年九月一日本店ヲ左ノ如ク變更ス
一神戸市神戸區京町七十二番地
一取締役エッチ、ワイ、アーウイン、ダブリユー、ジ
ハロルイド　アールテイ、ホルダー、ケー、ロ
バートソンノ住所ヲ同日同所ト變更ス
一同萬井大郎ハ昭和七年四月二十七日其住所ヲ
神戸市神戸區中山手通七丁目五百四十八番屋敷ニ移轉ス
一同日東京市京橋區京橋一丁目二番地七ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
東京市麹町區內幸町一丁目三番地
一株式會社大鵬莊變更
一取締役高橋幸三郎ハ昭和七年四月二十四日重任ス
太郎ハ昭和七年四月二十四日重任ス
一關西興業株式會社變更
一取締役工藤正平ハ昭和七年四月二十八日其住所ヲ兵庫縣武庫郡精道村蘆屋字西新田四百四十二番地ニ移轉ス
一株式會社竹村商店變更
一取締役中西理市井平貞三ハ昭和七年四月三十日重任ス
一永田同族土地株式會社變更
一取締役中野昌三ハ昭和七年四月二十日退任ス
一株式會社大阪ホテル變更
一取締役下郷貢太郎ハ昭和七年四月二十一日死亡ス
一株式會社須々庄變更
一取締役須々木庄平脇本幸三郎山內榮次郎伊藤銀三ハ昭和七年四月二十三日重任ス
一監査役須々木サワ西岡松太郎ハ同日重任ス
一合名會社笹二商會製材部變更
一社員二村隆二ハ昭和七年四月二十一日持分ノ內一部宛ヲ左記ノ者ニ讓渡シ出資ヲ金一千圓
金六千圓　岩城安次郎　大阪市港區泉尾梅ノ町二丁目二十四番地
金四百八十圓　橋向卯吉　三重縣南牟婁郡鵜殿村
金二千五百圓　中家信男　和歌山縣東牟婁郡新宮町五千五百三十三番地
一取締役不鄕寅太郎ハ昭和七年四月二十一日死亡ス
一監査役梅村四郎泉彌市ハ昭和七年四月二十八日重任ス
一愛國工業株式會社變更
一昭和七年四月二十四日本店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
大阪市北區今井町二十六番地
一同日松山市大字湊町五丁目三十九番地ノ支店ヲ大阪市港區瀧澤町一丁目百番地ニ移轉セリ
一同日目的ヲ左ノ如ク變更ス
目的　一大阪府下地廻ノ蔬菜果實類ノ卸賣二蔬菜果實類ヲ主要原料トスル食料品ノ卸賣
一左記ノ者同日取締役ニ就任ス
中野繁治郎　大阪市浪速區元町五丁目四百三十九番地
淺岡竹太郎　同區敷津町三丁目三番地
岩井　龜松　同市住吉區澤之町三百五十三番
澤田　傳造　同區安立町七丁目四番地
一左記ノ者同日監査役ニ就任ス
小林門次　大阪市浪速區大國町一丁目百三番地
一小松島漁魚株式會社變更
一昭和七年四月二十五日各株拂込額ヲ金二十七圓五十錢ト變更ス
一延岡アンモニア絹絲株式會社變更
一昭和七年五月二日各株拂込額ヲ金五十圓ト變更ス
一寶來商事株式會社變更
一監査役岸本茂ノ住所ヲ大阪市西區北堀江上通一丁目二十二番地ノ一ト更正ス
一株式會社設立
一商號　ラヂオ工業株式會社
一本店　大阪市北區堂島濱通一丁目一番地
一目的　ラヂオ受信機及部分品ノ賣買並ニ其附帯事業
一設立年月日　昭和七年四月二十日
一資本總額　金二十圓
一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一公告方法　本社前所定ノ場所ニ掲載ス
一取締役氏名住所　大阪市天王寺區勝山通四丁目四十二番地　同區小宮町三十六番地
一監査役　章一等　兵庫縣武庫郡精道村蘆屋山ノ下千三百十四番地
一代表社員　玉井英助　大阪市南區末吉橋通二丁目十六番地
一社員氏名住所出資　金一千圓　玉井英助　大阪市南區末吉橋通二丁目十六番地
一目的　一切ノ業務
一設立年月日　昭和七年四月二十日
一代表社員　玉井英助
一社員氏名住所出資　金一千圓　玉井英助　大阪市南區末吉橋通二
一存立時期　二十箇年
一合名會社設立
一商號　合名會社武津家具店
一本店　大阪市南區南炭屋町一番地
一目的　洋家具製造販賣業右ニ附帯スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和七年四月二十日
一代表社員氏名住所出資及責任
一社員氏名住所出資　金一千圓　武津吉太郎　大阪市南區南炭屋町
金一千圓　宮武吉太郎
一存立時期　二十箇年
一合名會社設立
一商號　合名會社今井克巳堂
一本店　大阪市南區末吉橋通二丁目十六番地
一目的　書畫表裝諸負業ニ機製造販賣業右ニ附帯スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和七年四月二十日
一代表社員　玉井英助
一社員氏名住所出資　金一千圓　玉井英助　大阪市南區末吉橋通二
丁目十六番地
一存立時期　二十箇年
一合名會社設立
一商號　合名會社武津裁縫部
一本店　大阪市南區東清水町四十一番地
一目的　和洋裁縫講負業右ニ附帯スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和七年四月十七日
一代表社員　船津綱次郎
一社員氏名住所出資　金二千圓　船津綱次郎　大阪市南區東清水町四十一番地
一存立時期　大塚百三郎　同所
一合名會社設立
一商號　合名會社尾山裁縫部
一本店　大阪市南區大寶寺町西之丁二十九番地
一目的　和服裁縫講負業右ニ附帯スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和七年四月十八日
一代表社員　尾山新三郎
一社員氏名住所出資　金三千圓　尾山新三郎　大阪市南區大寶寺町西之丁二十九番地
一存立時期　尾山てつ　同所
一合名會社設立
一商號　合名會社中島裁縫部
一本店　大阪市南區三ツ寺町十二番地
一目的　和服裁縫講負業右ニ附帯スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和七年四月二十五日
一代表社員　中島友三郎
一社員氏名住所出資　金一千五百圓　中島友三郎　大阪市南區三ツ寺町十二番地　中島駒三　同所
一存立時期　二十箇年
一日本食糧薬株式會社變更（支店）
一監査役藤澤友吉ハ昭和七年四月十七日　死亡ス
一昭和七年四月三十日登記
一大正海上火災保險株式會社變更（支店）
一監査役加地利夫ハ昭和七年四月二十日退任シ
一同三上勝ハ同日重任シ左記ノ者同日監査役ニ就任ス
津田弘祺　東京府豐多摩郡戸塚町大字戸塚九百三十一番地
一中外舎密工業株式會社變更（支店）
一昭和六年九月一日本店ヲ左ノ如ク變更ス
一神戸市神戸區京町七十二番地
一取締役エッチ、ワイ、アーウイン、ダブリユー、ジ
ハロルイド　アールテイ、ホルダー、ケー、ロ
バートソンノ住所ヲ同日同所ト變更ス
一同萬井大郎ハ昭和七年四月二十七日其住所ヲ
神戸市神戸區中山手通七丁目五百四十八番屋敷ニ移轉ス
一同日東京市京橋區京橋一丁目二番地七ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
東京市麹町區內幸町一丁目三番地
一株式會社大鵬莊變更
一取締役高橋幸三郎ハ昭和七年四月二十四日重任ス
太郎ハ昭和七年四月二十四日重任ス
一關西興業株式會社變更
一取締役工藤正平ハ昭和七年四月二十八日其住所ヲ兵庫縣武庫郡精道村蘆屋字西新田四百四十二番地ニ移轉ス
一株式會社竹村商店變更
一取締役中西理市井平貞三ハ昭和七年四月三十日重任ス
一永田同族土地株式會社變更
一取締役中野昌三ハ昭和七年四月二十日退任ス
一株式會社大阪ホテル變更
一取締役下郷貢太郎ハ昭和七年四月二十一日死亡ス
一株式會社須々庄變更
一取締役須々木庄平脇本幸三郎山內榮次郎伊藤銀三ハ昭和七年四月二十三日重任ス
一監査役須々木サワ西岡松太郎ハ同日重任ス
一合名會社笹二商會製材部變更
一社員二村隆二ハ昭和七年四月二十一日持分ノ內一部宛ヲ左記ノ者ニ讓渡シ出資ヲ金一千圓
金六千圓　岩城安次郎　大阪市港區泉尾梅ノ町二丁目二十四番地
金四百八十圓　橋向卯吉　三重縣南牟婁郡鵜殿村
金二千五百圓　中家信男　和歌山縣東牟婁郡新宮町五千五百三十三番地
一取締役不鄕寅太郎ハ昭和七年四月二十一日死亡ス
一監査役梅村四郎泉彌市ハ昭和七年四月二十八日重任ス
一愛國工業株式會社變更
一昭和七年四月二十四日本店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
大阪市北區今井町二十六番地
一同日松山市大字湊町五丁目三十九番地ノ支店ヲ大阪市港區瀧澤町一丁目百番地ニ移轉セリ
一同日目的ヲ左ノ如ク變更ス
目的　一大阪府下地廻ノ蔬菜果實類ノ卸賣二蔬菜果實類ヲ主要原料トスル食料品ノ卸賣
一左記ノ者同日取締役ニ就任ス
中野繁治郎　大阪市浪速區元町五丁目四百三十九番地
淺岡竹太郎　同區敷津町三丁目三番地
岩井　龜松　同市住吉區澤之町三百五十三番
澤田　傳造　同區安立町七丁目四番地
一左記ノ者同日監査役ニ就任ス
小林門次　大阪市浪速區大國町一丁目百三番地
一小松島漁魚株式會社變更
一昭和七年四月二十五日各株拂込額ヲ金二十七圓五十錢ト變更ス
一延岡アンモニア絹絲株式會社變更
一昭和七年五月二日各株拂込額ヲ金五十圓ト變更ス
一寶來商事株式會社變更
一監査役岸本茂ノ住所ヲ大阪市西區北堀江上通一丁目二十二番地ノ一ト更正ス
一株式會社設立
一商號　ラヂオ工業株式會社
一本店　大阪市北區堂島濱通一丁目一番地
一目的　ラヂオ受信機及部分品ノ賣買並ニ其附帯事業
一設立年月日　昭和七年四月二十日
一資本總額　金二十圓
一株金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一公告方法　本社前所定ノ場所ニ掲載ス
一取締役氏名住所　大阪市天王寺區勝山通四丁目四十二番地　大阪市天王寺區小宮町三十六番地
一監査役　章一等　兵庫縣武庫郡精道村蘆屋山ノ下千三百十四番地
一代表社員　玉井英助　大阪市南區末吉橋通二丁目十六番地
一社員氏名住所出資　金一千圓　玉井英助　大阪市南區末吉橋通二
丁目十六番地
一存立時期　二十箇年
一合名會社設立
一商號　合名會社武津家具店
一本店　大阪市南區南炭屋町一番地
一目的　洋家具製造販賣業右ニ附帯スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和七年四月二十日
一代表社員氏名住所出資及責任
一社員氏名住所出資　金一千圓　武津吉太郎　大阪市南區南炭屋町
金一千圓　宮武一雄　同所
一存立時期　二十箇年
一合名會社設立
一商號　合名會社今井克巳堂
一本店　大阪市南區末吉橋通二丁目十六番地
一目的　書畫表裝諸負業ニ機製造販賣業右ニ附帯スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和七年四月二十一日
一代表社員氏名住所出資　金一千圓　今井克巳　大阪市住吉區平野新町四丁目一番地
金一千五百圓　有限　松井由太郎　同市東成區片江町五百二十番地
金一千圓　同　馬場ヱイ　同市天王寺區南日東町一百九十二番地
一合名會社設立
一商號　合名會社今井克巳堂
一本店　大阪市南區末吉橋通二丁目十六番地
一目的　書畫表裝諸負業ニ機製造販賣業右ニ附帯スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和七年四月二十日
一代表社員氏名住所出資　金一千圓　今井克巳　大阪市住吉區平野新町四丁目一番地
金五百圓　有限　今田誠一　大阪市住吉區平野新町四丁目一番地
金一千五百圓　有限　松井由太郎　同市東成區片江町五百二十番地
金一千圓　同　馬場ヱイ　同市天王寺區南日東町一百九十二番地
一合名會社設立
一商號　合名會社今井克巳堂
一本店　大阪市南區末吉橋通二丁目十六番地
一目的　書畫表裝諸負業ニ機製造販賣業右ニ附帯スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和七年四月二十日
一代表社員氏名住所出資　金一千圓　今井克巳　大阪市住吉區平野新町四丁目一番地
金五百圓　有限　今田誠一　大阪市住吉區平野新町四丁目一番地
金一千五百圓　有限　松井由太郎　同市東成區片江町五百二十番地
金一千圓　同　馬場ヱイ　同市天王寺區南日東町一百九十二番地
一合名會社設立
一商號　合名會社今井克巳堂
一本店　大阪市南區末吉橋通二丁目十六番地
一目的　書畫表裝諸負業ニ機製造販賣業右ニ附帯スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和七年四月二十日
一代表社員氏名住所出資及責任
一

一商號 株式會社三高屋
一本店 大阪府中河內郡布施町大字東足代四百五十六番地
一目的 各種防水紙布其ノ他ノニス塗美術加工販賣及右ニ使用スル材料ノ販賣並ニ之ニ關聯スル業務
一設立年月日 昭和六年八月二十日
一資本ノ總額 金三万圓也
一株ノ金額 金五十圓
一各株ニ付拂込ミタル株金額 金十二圓五十錢
一公告ヲ爲ス方法 本店店頭ニ掲示ス
一取締役ノ氏名住所 大阪府中河內郡布施町大字永和
高坂 信茂 大阪府中河內郡布施町大字永和
一二千一百八十八番地 大阪市港區田中元町四丁目百番地
櫻井德太郎 大阪府中河內郡布施町大字東足代四百九十番地
一代表取締役 高坂信茂德田圓三
一監査役ノ氏名住所 大阪市港區南加島町一番地ノ三
遠藤益美雄 大阪市港區南加島町一番地ノ三十八
一存立時期 設立ノ日ヨリ滿三十箇年
昭和七年五月三日登記 大阪區裁判所玉川出張所

㊀阪急自動車株式會社變更及資本增加
一昭和七年四月五日一株ノ金額ヲ金五十圓ト變更ス
一監査役林藤之輔ハ同月二十四日辭任ス
一增加資本總額 金四万圓
一資本增加決議年月日 昭和七年四月五日
一各新株拂込金額 金十二圓五十錢
昭和七年四月三十日登記
㊁阪神急行電鐵株式會社變更
一取締役井上周岩本泰太郎會社ヲ代表スヘキ取締役タル取締役上田寧ハ昭和七年四月二十五日重任ス
一監査役八馬兼什ハ同日重任ス
昭和七年五月四日登記 大阪區裁判所池田出張所

㊂合資會社設立
一商號 合資會社中村鑄造所
一本店 大阪府北河內郡九個莊村大字神田六百三十番地
一目的 佛具鈎鑓半鐘等鑄物ノ製造販賣
一設立ノ年月日 昭和七年四月二十五日
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
大阪府北河內郡九個莊村大字神田六百三十番地上木造丸茸平家建工場一棟建坪十二坪同所同番地上木造トタン葺平家建工場一棟建坪十四坪及屋外鑄造ニ關スル機械器具類一千三百圓也 無限 中村利三郎 大阪府北河內郡九個莊村大字神田六百三十番地 同所百八十四番地 中本マキ 同所同番地
金四百圓 有限 中村キヌ 同所六百三十番地
金二百圓 有限 同所百三十番地
一存立ノ時期 設立ノ日ヨリ向フ滿二十箇年
昭和七年五月二日登記 大阪區裁判所枚方出張所

㊃共榮莫大小株式會社移轉
一昭和七年四月八日本店ヲ大阪市北區信保町一丁目二十五番地ノ一ヨリ當管內ニ移轉シタルニ因リ左ノ登記ヲ爲ス
商號 共榮莫大小株式會社
本店 岸和田市堺町北二番地
目的 莫大小タオル並ニ同類加工品ノ賣買
一存立年月日 昭和三年三月二十七日
一資本總額 金十五万圓
一株金額 金五十圓
一各株拂込額 金十二圓五十錢
一公告方法 本店ノ店頭ニ掲示ス
一取締役ノ氏名住所 岸和田市堺町七十一番地
赤井 政楠 岸和田市堺町七十一番地
北野 正章 同所七十二番地
上山 馬吉 和歌山縣海草郡紀三井寺村大字毛見千二百六十番地
山口繼一郎 同所千百四十一番地
會社ヲ代表スヘキ取締役 赤井政楠
監査役ノ氏名住所 和歌山縣海草郡紀三井寺村大字毛見千百八十九番地
出口 元楠 和歌山縣海草郡紀三井寺村大字原田豐次郎 大阪府泉南郡山直下村大字摩湯四百八十四番地
昭和七年五月三日登記 岸和田區裁判所

㊄深田商事株式會社變更
一監査役川端仲太郎西村安太郎ハ昭和七年四月二十三日重任ス
昭和七年四月三十日登記 岸和田區裁判所尾崎出張所

㊅合資會社荒木洋硝工業所變更
一有限責任社員坂口新藏ハ昭和七年四月三十日責任ヲ無限ト變更シ同日代表社員ニ就任ス
昭和七年五月二日登記

㊆合資會社設立
一商號 岡本屑物合資會社
一本店 大阪府中河內郡布施町大字東足代四百番地
一目的 繩綱絲布紙類等ノ屑物及空瓶並ニ金物ノ賣買及之ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日 昭和七年四月三十日
一社員ノ氏名住所出資及責任
金五百圓 同所同番地 岡本清一
阪府泉北郡伯太村大字伯太千九十四番地 大
金三百圓 有限 樫本力彌 大阪市住吉區杉本町百八十二番地
金二百圓 有限 岡本友春 大阪府泉北郡伯太村大字伯太千九十四番地
一存立時期 二十箇年
昭和七年五月三日登記 岸和田區裁判所大津出張所

㊇外國會社設立
一商號 タコマ、オリエンタル、スチーム、シップ、コンパニー
一本店 北亞米利加合衆國ネヴァダ州レノ市ノセコンドストリート一四六番
支店 神戸市神戸區海岸通七番地甲
一目的 一汽船其他ノ船舶ニ依ル旅客貨物等ノ運輸業ニ右ニ關連又ハ附隨スル一切ノ業務
右業務ニ必要又ハ便宜ナル物又ハ權利ノ取得及處分ニ關スル一切ノ行爲
一資本總額 五十万弗
一各株拂込額 一百弗
拂込濟 既發行株式ノ數五株ニシテ全額
一會社代表者ノ氏名住所 米國人 エス、エム、ジャクソン ワシントン州タコマ市
一日本ニ於ケル支店代表者ノ氏名住所 米國人イー、エル、マッテソン 神戸市神戸區海岸通七番地甲
一存立時期 永久
昭和七年四月三十日登記

㊈合資會社設立
一商號 合資會社中村商會
一本店 大阪府北河內郡九個莊村大字神田六百三十番地
一目的 佛具鈎鑓半鐘等鑄物ノ製造販賣
一設立ノ年月日 昭和七年四月二十五日
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
大阪府北河內郡九個莊村大字神田六百三十番地 同所 同所百八十四番地 中本マキ 同所同番地
金四百圓 有限 中村キヌ 同所六百三十番地
金二百圓 有限 同所百八十四番地
一存立ノ時期 設立ノ日ヨリ向フ滿二十箇年
昭和七年五月二日登記 大阪區裁判所枚方出張所

㊉合資會社設立
一商號 岡本屑物合資會社
一本店 大阪府泉北郡伯太村大字伯太千九十四番地
一目的 繩綱絲布紙類等ノ屑物及空瓶並ニ金物ノ賣買及之ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日 昭和七年四月三十日
一社員ノ氏名住所出資及責任
金五百圓 同所同番地 岡本清一
阪府泉北郡伯太村大字伯太千九十四番地 大
金三百圓 有限 樫本力彌 大阪市住吉區杉本町百八十二番地
金二百圓 有限 岡本友春 大阪府泉北郡伯太村大字伯太千九十四番地
一存立時期 二十箇年
昭和七年五月三日登記 岸和田區裁判所大津出張所

㊊合資會社設立
一商號 岡本屑物合資會社
一本店 大阪府泉北郡伯太村大字伯太千九十四番地
一目的 繩綱絲布紙類等ノ屑物及空瓶並ニ金物ノ賣買及之ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日 昭和七年四月三十日
一社員ノ氏名住所出資及責任
金五百圓 同所同番地 岡本清一
阪府泉北郡伯太村大字伯太千九十四番地 大
金三百圓 有限 樫本力彌 大阪市住吉區杉本町百八十二番地
金二百圓 有限 岡本友春 大阪府泉北郡伯太村大字伯太千九十四番地
一存立時期 二十箇年
昭和七年五月三日登記 岸和田區裁判所大津出張所

㊋株式會社設立
一商號 株式會社高國信貸銀行
一本店 大阪市北區信保町四丁目二十番地ノ一
一目的 一無盡業ニ關スル機械器具類一千三百圓也 無限 中村利三郎 大阪府北河內郡九個莊村大字神田六百三十番地 同所百八十四番地 中本マキ 同所同番地
金四百圓 有限 中村キヌ 同所六百三十番地
金二百圓 有限 同所百八十四番地
一存立ノ時期 設立ノ日ヨリ向フ滿二十箇年
昭和七年五月二日登記 大阪區裁判所枚方出張所

㊌合資會社設立
一商號 岡本屑物合資會社
一本店 大阪府泉北郡伯太村大字伯太千九十四番地
一目的 繩綱絲布紙類等ノ屑物及空瓶並ニ金物ノ賣買及之ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日 昭和七年四月三十日
一社員ノ氏名住所出資及責任
金五百圓 同所同番地 岡本清一
阪府泉北郡伯太村大字伯太千九十四番地 大
金三百圓 有限 樫本力彌 大阪市住吉區杉本町百八十二番地
金二百圓 有限 岡本友春 大阪府泉北郡伯太村大字伯太千九十四番地
一存立時期 二十箇年
昭和七年五月三日登記 岸和田區裁判所大津出張所

㊍合資會社設立
一商號 合資會社若尾商店
一本店 神戸市湊區石井町五丁目六番屋敷
一目的 酒醬油新炭及白米其他雜穀類販賣
一設立年月日 昭和七年四月二十日
一社員ノ氏名住所出資及責任
營業用什器及家具此評價格金二百圓及金一千圓 無限 若尾一三 神戸市湊區石井町五丁目
金二千圓 有限 大岩彌平 兵庫縣川邊郡小田村西長洲大町三一番地
一存立時期 設立ノ日ヨリ滿十箇年
右昭和七年五月二日登記

㊎バンクラフソンジヤポネーズ變更(外國會社)
一昭和七年四月二十日辭任ス
㊏バンクラフソンジヤポネーズ支配人山村榮一代理權消滅(外國會社)
一昭和七年四月二十日解任セラル
㊐支配人選任(外國會社)
一支配人ノ氏名住所 渡邊金之助 神戸市神戸區仲町三十六番地
一主人ノ氏名住所 バソク、フランコ、ジヤポネーズ(株式會社日佛銀行) 佛蘭西國巴里市カンボン街三十三番
一支配人ヲ置キタル場所 神戸市神戸區仲町三十六番地
一合資會社村上ゴム商店解散
一總社員ノ同意ニ因リ 昭和七年四月二十日解散
㊑株式會社住友銀行變更(支店)
一監査役河上謙ハ住所ハ昭和七年三月一日神戸市須磨區須磨浦通一丁目十一番地ト變更ス
㊒合資會社設立
一商號 合資會社波多賀店
一本店 神戸市葺合區簡井町三丁目三百三十三番地
一支店 神戸市灘區稗田二十五番地
神戸市灘區八幡字水手十五番地
一目的 一般質屋營業並ニ之ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日 昭和七年二月二十五日
一社員ノ氏名住所出資及責任
金三万七千圓 無限 波多儀一郎 神戸市葺合區簡井町三丁目三百三十三番屋敷
金六千圓 有限 井澤助次 同所
金二千圓 有限 波多重一 同所
金五千圓 有限 波多善太郎 神戸市灘區稗田二十五番地
一存立ノ時期 設立ノ日ヨリ滿三十箇年

㊓日本金屬株式會社神戸製鍊所變更
一昭和四年十月一日本店ハ神戸市葺合區簡井町一丁目十番地ト變更ス
一取締役三木克己大川理吉中山晴水ハ昭和七年五月二日重任ス
一取締役三木克己ハ同日會社ヲ代表スヘキ取締役ニ重任ス
一監査役生信菊藏ハ同日重任ス
㊔日本ヴアーキユムオイル株式會社支配人エー、マックグルユー代理權消滅
一支配人ハ昭和七年四月二十日死亡シタリ
㊕合名會社設立
一合名會社大和屋
一本店 神戸市湊西區水木通一丁目九番地
一目的 一電機諸材料電燈器具ラジオ小賣一額
一條販賣 一右ニ附帶スル一切ノ事業
一設立年月日 昭和七年四月二十五日
一代表社員ノ氏名 柳原甚太郎
一社員ノ氏名住所及出資
金一千圓 柳原甚太郎 神戸市湊西區水木通一丁目九番地
金一千圓 中村良丸 神戸市湊區矢部町九十一番地ノ八
金一千圓 柳原安三 神戸市湊西區水木通一丁目九番地
一存立時期 設立ノ日ヨリ向フ二十箇年
右昭和七年五月三日登記 神戸區裁判所

㊖丸京醬油株式會社變更
一取締役三和藤次郎本仙太郎櫻井光治監査役三右昭和七年一月ハ昭和七年四月十七日各重任ス
㊗井口醬油株式會社變更
一監査役安積孝平ハ昭和七年四月一日重任ス
右昭和七年五月四日登記 龍野區裁判所

㊘商號新設
一商號 大丸組運輸部
一營業ノ種類 荷物運送業並ニ之ニ附隨スル一切ノ業務
一營業所 明石市茶園場町一九七六六番地ノ五
一商號使用者ノ氏名住所 藤本芳藏 明石市茶園場町一九七六六番地ノ五
右昭和七年五月三日登記 明石區裁判所

㊙株式會社設立 商號新宮共同運送株式會社
一本店 掛保郡新宮村新宮百六十番地
一目的 運送及運搬取扱營業他ノ運送ノ代理店トナル事前各項ニ關聯スル一切ノ業務及倉庫營業ヲ兼營スルコトヲ得
一設立ノ年月日 昭和七年四月二十五日
一資本ノ總額金二万圓
一株ノ金額金五十圓
一各株ニ付キ拂込ミタル株金額金十二圓五十錢
一公告ヲ爲ス方法 本店ノ店頭ニ掲示ス
一取締役ノ氏名住所 大阪市西區靭上通二丁目十番地 大
金三百圓 有限 樫本力彌 大阪市住吉區杉本町百八十二番地
金二百圓 有限 岡本友春 大阪府泉北郡伯太村大字伯太千九十四番地
一存立時期 二十箇年
昭和七年五月三日登記 岸和田區裁判所大津出張所

㊚合資會社設立
一商號 合資會社エスエム商會
一本店 神戸市葺合區御幸通八丁目二十一番屋敷
一目的 一輸出織物賣買並ニ委託販賣一內地織物賣買並ニ委託販賣一前各項ニ附帶スル營業一切
一設立年月日 昭和七年四月二十八日
一社員ノ氏名住所出資及責任
金一万圓 無限 森田龜太郎 群馬縣山田郡相生村大字下新田八百三十二番地
金三千圓 無限 森田明一郎 神戸市葺合區御幸通八丁目二十一番屋敷
金五千圓 有限 岩本良助 栃木縣足利市通二丁目二千六百五十二番地
金三千圓 有限 上田清 群馬縣桐生市諏訪町七百七十九番地
一存立時期 設立ノ日ヨリ滿二十箇年
㊛合名會社中本惠二商店變更及支店廢止
一社員池田光治ハ昭和七年四月二十五日退社ス
一同日左ノ支店ヲ廢止セリ
神戸市須磨區衣掛町三丁目九番地
神戸市須磨區衣掛町三丁目衣掛市場內 九號舍
㊝宮前魚市場株式會社變更
一取締役黑川吉介ハ昭和七年四月二十五日其資格消滅ス
㊞合資會社設立
一商號 井藤商事合資會社
一本店 神戸市湊川區久保町二丁目四番地
一目的 精米並ニ學校具製造販賣營業及之カ附帶業務

一設立年月日 昭和七年四月二十八日
一代表社員ノ氏名 井藤長松
一社員ノ氏名住所出資及責任
金一千圓 無限 井藤長松 神戸市林田區久保町二丁目四番地
金五百圓 無限 井藤春之輔 同所
金五百圓 有限 井藤馨志雄 兵庫縣城崎郡港村氣比十九番屋敷
金五百圓 有限 井藤榮 大連市阪龍臺一番地
一存立時期 設立ノ日ヨリ十箇年
㊜株式會社エルデーエヌブラハム商會 支店廢止及變更
一昭和七年四月二十五日左ノ支店ヲ廢止ス
一東京市京橋區京橋一丁目三番地七
一取締役チヤリルスアーサ、アスレット原順次郎ハ同日住所ヲ神戸市神戸區播磨町五十番ヘ移轉ス
㊝日本香料藥品株式會社變更
一取締役小野嘉七ハ昭和七年四月二十八日會社ヲ代表スヘキ取締役ニ就任ス
一監査役增田南ハ昭和六年九月十五日住所ヲ神戸市須磨區離宮前町百九十三番屋敷ヘ移轉ス
㊞東京海上火災保險株式會社變更(支店)
一取締役末延道成桐島像一ハ同島與書串田萬藏ハ昭和七年四月二十一日重任ス
㊟監査役永原雄蓮加藤武男ハ同日重任ス
㊠日本蓙膜株式會社變更
一取締役澤友吉ハ昭和七年四月十七日死亡ス
一取締役津田弘視ハ昭和七年四月一日辭任シ左ノ者同月二十二日就任ス
阿部重兵衛 神戸市須磨區寺畑町二番屋敷
一監査役山本三藏補缺正一ハ昭和七年四月二十二日重任ス
㊡株式會社神戸瀝西銀行資本減少
一額ヲ左ノ如ク變更ス
一資本總額 金五十万圓
㊢大正海上火災保險株式會社變更(支店)
一監査役加地利夫ハ昭和七年四月二十日退任シ三上勝ハ同日重任シ左ノ者同日就任ス
津田弘視 東京府豐多摩郡戸塚町大字戸塚九百三十一番地
㊣神港貿業株式會社變更
一取締役滑川秀平滑川貞治郎滑川貞次滑川秀芳小島英爾宇田輝吉田中太藏ハ昭和七年四月二十七日重任ス
一監査役白瀧重右衛門植田敬治郎平島竹治ハ同日重任ス

㊤合資會社設立
一商號 合資會社若尾商店
一本店 神戸市湊區石井町五丁目六番屋敷
一目的 酒醬油新炭及白米其他雜穀類販賣
一設立年月日 昭和七年四月二十日
一社員ノ氏名住所出資及責任
營業用什器及家具此評價格金二百圓及金一千圓 無限 若尾一三 神戸市湊區石井町五丁目
金二千圓 有限 大岩彌平 兵庫縣川邊郡小田村西長洲大町三一番地
一存立時期 設立ノ日ヨリ滿十箇年
右昭和七年五月二日登記
㊥バンクラフソンジヤポネーズ變更(外國會社)
一昭和七年四月二十日辭任ス
㊦バンクラフソンジヤポネーズ支配人山村榮一代理權消滅(外國會社)
一昭和七年四月二十日解任セラル
㊧支配人選任(外國會社)
一支配人ノ氏名住所 渡邊金之助 神戸市神戸區仲町三十六番地
一主人ノ氏名住所 バソク、フランコ、ジヤポネーズ(株式會社日佛銀行) 佛蘭西國巴里市カンボン街三十三番
一支配人ヲ置キタル場所 神戸市神戸區仲町三十六番地
一合資會社村上ゴム商店解散
一總社員ノ同意ニ因リ 昭和七年四月二十日解散
㊨株式會社住友銀行變更(支店)
一監査役河上謙ハ住所ハ昭和七年三月一日神戸市須磨區須磨浦通一丁目十一番地ト變更ス
㊩合資會社設立
一商號 合資會社波多賀店
一本店 神戸市葺合區簡井町三丁目三百三十三番地
一支店 神戸市灘區稗田二十五番地
神戸市灘區八幡字水手十五番地
一目的 一般質屋營業並ニ之ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日 昭和七年二月二十五日
一社員ノ氏名住所出資及責任
金三万七千圓 無限 波多儀一郎 神戸市葺合區簡井町三丁目三百三十三番屋敷
金六千圓 有限 井澤助次 同所
金二千圓 有限 波多重一 同所
金五千圓 有限 波多善太郎 神戸市灘區稗田二十五番地
一存立ノ時期 設立ノ日ヨリ滿三十箇年

㊪日本金屬株式會社神戸製鍊所變更
一昭和四年十月一日本店ハ神戸市葺合區簡井町一丁目十番地ト變更ス
一取締役三木克己大川理吉中山晴水ハ昭和七年五月二日重任ス
一取締役三木克己ハ同日會社ヲ代表スヘキ取締役ニ重任ス
一監査役生信菊藏ハ同日重任ス
㊫日本ヴアーキユムオイル株式會社支配人エー、マックグルユー代理權消滅
一支配人ハ昭和七年四月二十日死亡シタリ
㊬合名會社設立
一合名會社大和屋
一本店 神戸市湊西區水木通一丁目九番地
一目的 一電機諸材料電燈器具ラジオ小賣一額
一條販賣 一右ニ附帶スル一切ノ事業
一設立年月日 昭和七年四月二十五日
一代表社員ノ氏名 柳原甚太郎
一社員ノ氏名住所及出資
金一千圓 柳原甚太郎 神戸市湊西區水木通一丁目九番地
金一千圓 柳原安三 神戸市湊西區水木通一丁目九番地
一存立時期 設立ノ日ヨリ向フ二十箇年
右昭和七年五月三日登記 神戸區裁判所
㊭株式會社設立 商號新宮共同運送株式會社
一本店 掛保郡新宮村新宮百六十番地
一目的 運送及運搬取扱營業他ノ運送ノ代理店トナル事前各項ニ關聯スル一切ノ業務及倉庫營業ヲ兼營スルコトヲ得
一設立ノ年月日 昭和七年四月二十五日
一資本ノ總額金二万圓
一株ノ金額金五十圓
一各株ニ付キ拂込ミタル株金額金十二圓五十錢
一公告ヲ爲ス方法 本店ノ店頭ニ掲示ス
一取締役ノ氏名住所 大阪市西區靭上通二丁目十番地 大
金三百圓 有限 樫本力彌 大阪市住吉區杉本町百八十二番地
金二百圓 有限 岡本友春 大阪府泉北郡伯太村大字伯太千九十四番地
一存立時期 二十箇年
昭和七年五月三日登記 岸和田區裁判所大津出張所
㊮合資會社設立
一商號 合資會社エスエム商會
一本店 神戸市葺合區御幸通八丁目二十一番屋敷
一目的 一輸出織物賣買並ニ委託販賣一內地織物賣買並ニ委託販賣一前各項ニ附帶スル營業一切
一設立年月日 昭和七年四月二十八日
一社員ノ氏名住所出資及責任
金一万圓 無限 森田龜太郎 群馬縣山田郡相生村大字下新田八百三十二番地
金三千圓 無限 森田明一郎 神戸市葺合區御幸通八丁目二十一番屋敷
金五千圓 有限 岩本良助 栃木縣足利市通二丁目二千六百五十二番地
金三千圓 有限 上田清 群馬縣桐生市諏訪町七百七十九番地
一存立時期 設立ノ日ヨリ滿二十箇年
㊯合名會社中本惠二商店變更及支店廢止
一社員池田光治ハ昭和七年四月二十五日退社ス
一同日左ノ支店ヲ廢止セリ
神戸市須磨區衣掛町三丁目九番地
神戸市須磨區衣掛町三丁目衣掛市場內 九號舍
㊰宮前魚市場株式會社變更
一取締役黑川吉介ハ昭和七年四月二十五日其資格消滅ス
㊱合資會社設立
一商號 井藤商事合資會社
一本店 神戸市湊川區久保町二丁目四番地
一目的 精米並ニ學校具製造販賣營業及之カ附帶業務

第16172号

金二百五十圓 有限 森崎茂木 三原郡廣田村廣田中筋組七十三番地 同郡同村同同
金二百五十圓 同 牛田三郎 同郡同村同同
組五十八番地 同 河上五平 同郡同村中條
金二百五十圓 同 鮎屋組七七番地 多田藤太郎 同郡同村納
金二百五十圓 同 矢尾田忠藏 同郡同村中
二百二十番屋敷 條鮎屋組三五四番地
金二百五十圓 同 山口光次郎 同郡同村廣
田廣田組二三番地 奥田兵一 同郡同村山添
金二百五十圓 同 森崎宗一郎 同郡同村廣
三八八番地
金二百五十圓 同 田中筋組六一番地 小泉長一 同郡同村同廣
金二百五十圓 同 井本林平 同郡同村中條
田組二三三番地
金二百五十圓 同 中筋組一五七五番地 中谷礎 同郡同村廣田廣
金二百五十圓 同 田組二三八番地 的崎俊平 同郡同村同中
金二百五十圓 同 筋組七二番地 柴田利一 同郡同村同同
金二百五十圓 同 組二二三番地ノ一 納茂一 同郡同村同組
金二百五十圓 同 一六九番地 小林元次郎 同郡同村同
廣田組五〇三番地ノ三
金二百五十圓 同 廣地字作 同郡同村同同
組四八〇番地
金二百五十圓 同 金山進 同郡同村同四二
二番屋敷
金二百五十圓 同 久次米一郎 同郡同村山
添二二七番屋敷

一存立時期 設立ヲ日ヨリ滿二十箇年
昭和七年四月三十日登記

⑩淡路莫大小株式會社變更
一取締役今井虎太郎石坂與喜藏北清兵二郎佐々木鷲助ハ昭和七年四月三十日重任シ左記ノ者同日取締役ニ就任ス
津名郡生穂町中ノ内二六〇四番地
山口正義
一監査役佐々木惣太郎竹本友松ハ同日重任ス
右昭和七年五月二日登記

⑪株式會社兵庫縣農工銀行社債（支店）
第百二十八回
一社債ノ總額 金一万五千五百圓
一各社債ノ金額 金一百圓五百圓
一社債ノ利率 年四分二厘
一社債償還方法及期限 昭和七年四月二十六日ヨリ昭和八年三月三十一日迄據置 昭和八年四月一日ヨリ昭和十八年三月三十一日迄十箇年以内ニ毎年二回三月九月抽籤ノ方法ニ依リ一回金六百圓以上ヲ償還ス 但本資金ニヨル貸付金償還高カ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其超過額ニ同時ニ償還スルモノトス
一各社債ニ付拂込ミタル金額 全額
昭和七年五月三日登記 洲本區裁判所

⑫奈良染布株式會社變更
一昭和七年四月二十日左記ノ者 監査役ニ就任ス
杉山嘉平 奈良市鶴町二十一番地
高阪惣七 同市南魚屋町一番地
右昭和七年五月二日登記

⑬合名會社西村商店變更
一昭和七年四月二十五日社員西村博ハ總社員ノ同意ニ因リ退社セリ
右昭和七年五月三日登記 奈良區裁判所

⑭中本酒造株式會社變更
一取締役西尾小五郎ハ昭和七年四月五日死亡ニ付抹消ス
右昭和七年四月十九日登記
奈良區裁判所當雄出張所

⑮大和窯道株式會社變更
一取締役林平造名迫行輝山本泰造栗山耕作監査役横島直彌ハ昭和七年四月二十二日各重任ス
右昭和七年五月二日登記 五條區裁判所

⑯大津商事印刷株式會社變更
一監査役奥村佐右衛門ハ昭和七年四月十九日辭任ス
一取締役澤恕吉ハ前同日退任シ昭和七年四月二十日左記ノ者取締役ニ就任ス
奥村佐右衛門 滋賀郡石山町大字國分六番屋敷
昭和七年五月二日登記

⑰太湖運輸株式會社變更
監査役藤澤彌三郎杉江義右衛門山田與三郎ハ昭和七年四月二十六日重任ス
昭和七年五月三日登記 大津區裁判所

⑱近江製茶株式會社變更
一取締役前野安吉前田與三右衛門草名清五郎安井由次郎谷口清太郎吉永藤之助ハ昭和七年四月二十二日重任ス
一監査役中村五市郎松岡文藏桑原善助大原平藏ハ同日重任ス
昭和七年五月二日登記 水口區裁判所

⑲近江鐵道株式會社變更
一昭和七年四月二十八日左記ノ者 監査役ニ就任ス
五島祐 兵庫縣武庫郡精道村三條字小寄百六十五番地
昭和七年五月四日登記 彦根區裁判所

⑳株式會社若林製絲場變更
一取締役若林乙吉伊藤長兵衛伊藤忠三若林勇二ハ昭和七年四月三十日重任ス
一監査役出路久右衛門若林榮三ハ同日重任ス
昭和七年五月四日登記 彦根區裁判所

㉑佐々木土地株式會社變更
一取締役全員任期滿了ノ處昭和七年四月二十八日梅井孫三郎山本勝藏ハ重任シ同日左記ノ者取締役ニ就任ス
蒲生郡安土村大字常樂寺八百二十六番地
昭和七年五月四日登記 彦根區裁判所八幡出張所

㉒株式會社長濱絲市場變更
一取締役中辻源太郎中川幸平前田彌吉西村岩次郎樋口傳治郎ハ昭和七年四月二十八日重任ス
一監査役松居孝太郎小畑辰次ハ昭和七年四月二十八日重任ス
昭和七年五月四日登記 長濱區裁判所

㉓山口自動車株式會社變更
一監査役明渡幸明津名七良ハ昭和七年四月二十四日各重任ス
昭和七年五月四日登記
和歌山區裁判所山口出張所

㉔紀伊燃料株式會社變更
一監査役玄後市良兵衛ハ昭和七年四月十九日死亡ス
昭和七年四月二十八日登記

㉕湯淺醤油株式會社變更
一監査役玄後市良兵衛ハ昭和七年四月十九日死亡ス
昭和七年五月二日登記

㉖株式會社旭劇場變更
一監査役中野泰吉猶田今一ハ昭和七年四月二十一日重任ス
昭和七年五月四日登記
和歌山區裁判所湯淺出張所

㉗紀伊國屋除虫菊株式會社變更
一取締役高垣甚之助ハ昭和七年四月二十八日重任ス
一監査役山下太左衛門ハ同日退任シ左記ノ者同日監査役ニ就任ス
宮井鑛吉 和歌山縣有田郡宮原村大字東五五番地
昭和七年五月三日登記
和歌山區裁判所箕島出張所

㉘合資會社廣屋商店解散
一昭和七年四月二十五日總社員ノ同意ニ因リ解散ス
昭和七年四月三十日登記
和歌山區裁判所東野上出張所

㉙紀伊鹽業株式會社變更
一取締役天野安吉桜本與六泰地平三桑原儀太郎小切間久次郎稲本捨吉ハ昭和七年四月二十日各重任ス
一監査役雑賀平三郎竹中富一ハ同日各重任ス
左記ノ者同日會社ヲ代表スヘキ取締役ニ就任ス
天野安吉

㉚合資會社設立
一商號 合資會社ミドリ鹽局
一本店 和歌山縣西牟婁郡田邊町大字元町三五六番地
一目的 寶珠花粧品衛生材料洋酒洋食料品染料設立ノ年月日 昭和七年四月十五日
一代表社員ノ氏名 寶珠花粧品衛生材料洋酒洋食料品染料
存立ノ時期 設立ノ日ヨリ五年
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
金一千四百圓 無限 山際喜三郎 和歌山縣西牟婁郡万呂村大字下万呂五二番地
金一千五百圓 無限 畑上義太郎 同縣同郡田邊町大字溪五三番地ノ一
金百圓 無限 畑上義太郎 同縣同郡田邊町大字溪五三番地ノ一
昭和七年四月二十六日登記

㉛湯崎温泉株式會社變更
一取締役瑞田文皇士地株式會社變更
一本店 和歌山縣西牟婁郡田邊町大字元町三五六番地
昭和七年四月二十六日登記

㉜和歌山無盡株式會社變更（支店）
一取締役大竹房太郎ハ昭和七年四月二十二日死亡セリ
昭和七年五月三日登記 田邊區裁判所

◎相續財産管理人選任

本籍及最後ノ住所長野縣南佐久郡大日向村
二千六十六番地 被相續人 小須田喜六
明治七年五月二十五日生
一出生事項不詳
一大正十二年十二月二十四日午前三時本籍ニ於テ死亡
右同縣同郡同村二千三番地利害關係人由井定右エ門ノ申立ニ因リ同縣同郡同村二千六十六番地（亡小須田喜六ノ弟）小須田千次ヲ右相續財産ノ管理人ニ選任ス
昭和七年七月十八日 岩村田區裁判所

最後ノ住所廣島市廣瀬町四百三十六番地
被相續人 亡 林 トメ
出生年月日文久三年八月四日
死亡年月日昭和七年三月二十九日
廣島市廣瀬町四百三十六番地 岡八十治ノ申立ニ因リ廣島市三篠町 千三百七十七番地山野正一ヲ右相續財産管理人ニ選任シタリ
昭和七年七月十八日 廣島區裁判所

本籍及最後ノ住所宮崎市下北方町塚原戸主
被相續人 亡 土持 新藏
最後ノ住所ニ於テ天保十四年十月七日出生
明治四十一年七月十七日生
右昭和七年（ワ）第一七一號相續財産管理人選任申請事件ニ付利害關係人宮崎市上野町四丁目十三番地長峰伊作ノ申請ニ依リ宮崎市宮田町一丁目三十一番地永岡莊一ヲ前記亡土持新藏ノ相續財産管理人ニ選任シタリ
昭和七年七月十四日 宮崎區裁判所

◎準禁治産宣告

本籍千葉市登戸百六十一番地
住所東京市京橋區八丁堀一丁目四番地石鼎
與作方 山本 新藏
明治四十一年七月十七日生
右ニ對シ千葉市登戸百六十一番地山本隆ノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和七年七月十一日準禁治産ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和七年七月十六日 千葉區裁判所

本籍神戸市湊東區荒田町三丁目十四番地ノ五
住所沼津市本眞砂町二百七十九番地ノ一市川宗作方 市川 重嘉
明治四十二年二月二十八日生
右ニ對シ伯父神岡縣酸東郡片濱村東間門三十五番地市川格藏ノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和七年七月十三日準禁治産ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和七年七月十五日 沼津區裁判所

本籍並住所新潟縣古志郡上川西村大字槇下
二千七百九十一番地 河田 英一
明治三十二年八月十五日生
右ニ對シ同縣同郡新組村大字福島百六十七番戸川瀬定次郎ノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和七年七月十一日準禁治産ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和七年七月十二日 長岡區裁判所

京都市右京區西京極河原町三十六番地 神田 敬之助
右ノ者ニ對シ妻神田てふ弟神田幸次郎ノ申立ニ因リ當裁判所ハ昭和七年七月十一日準禁治産ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和七年七月十六日 京都區裁判所

◎準禁治産宣告取消

本籍並住所埼玉縣北埼玉郡忍町大字忍千八十四番地 森 正章
明治二十八年二月八日生
右ニ對シ昭和三年七月十一日當裁判所ノ爲シタル準禁治産宣告ハ父森修ノ申立ニ因リ昭和七年七月九日之ヲ取消シタリ
昭和七年七月十一日 熊谷區裁判所

八頭郡西郷村大字北二百七番地 上田 榮一
明治三十五年九月二十日生
右ニ對シ大正十四年十月二十九日鳥取區裁判所ノ準禁治産宣告ハ利害關係人北浦英男ノ申立ニ因リ昭和七年七月十五日之ヲ取消シタリ
昭和七年七月十五日 鳥取區裁判所

◎公示催告

神戸市神戸區元町通二丁目二〇七
證券ノ表示 申立人 田端 幸吉
一宇治川電氣株式會社第二十三回六分利附社債券 一千圓券 一枚 但シ昭和七年十一月十五日渡以降額面金三十圓利札附
昭和七年七月十六日 千葉區裁判所

◎公示送達

本籍大阪市東區唐物町二丁目五十六番地
住居不明 被告人 玉井 精一
本籍朝鮮全羅南道濟州島濟州面三陽里番地
不詳
住居不明 被告人西村武一事 尹 龍 洙
右猥褻被告事件ニ付昭和七年九月三日午前十時公判開廷候條當廳第十號法廷ニ出頭可有之候也
召喚ニ應セサルトキハ刑事訴訟法第八十六條ニ依リ勾引狀ヲ發スルコトアルヘシ
大阪區裁判所
昭和七年七月二十二日 判事 船内正一

番號 甲之第二六一五號
發行年月日 昭和六年五月十五日
償還期限 昭和十二年五月十五日
元利金支拂場所 株式會社住友銀行 株式會社野村銀行 住友信託株式會社ノ各本店及内地支店及野村證券株式會社本店及内地支店並出張所
一南滿洲鐵道株式會社 第三十四六分利附社債券一千圓券 但シ昭和七年十一月十日渡
以降額面金三十圓利札附
番號 乙第二三八一號
發行年月日 昭和五年十一月十日
償還期限 昭和十年十一月十日迄
元利金支拂場所 株式會社日本興業銀行本支店及代理店
右證券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ付其所持人ハ昭和八年二月六日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其證券ヲ提出スヘシ若シ屆出及提出ヲ爲ササルニ於テハ右證券ハ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ
昭和七年七月十六日 神戸區裁判所

高知縣長岡郡稻生村四百五十六番地 申立人 沼 兎女子
一高知巡航株式會社發行株式
一株券甲第二五一號 甲第二五三號 甲第九一號乃至甲第九十五號 甲第三九號 甲第四一號、甲第四二號 各一枚
合計 十枚
右株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ付其所持人ハ昭和八年二月二十日午前九時迄ニ當裁判所ニ其權利ヲ屆出テ且右株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲ササルニ於テハ其無效ヲ宣言スルコトアルヘシ
高知區裁判所
昭和七年七月十三日 判事 菰淵恒隆

◎失踪ニ關スル屆出ノ催告

本籍大分縣下毛郡和田村大字田尻三一三番地ノ三
最後ノ住所横濱市中區長者町九丁目九八番地 不在者 表 セン
明治十七年二月一日生
右ニ對シ大分縣下毛郡和田村大字田尻三一三番地ノ三表廣作ヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和八年一月二十四日午前九時迄ニ當區裁判所ニ生存ノ屆出ヲ爲スヘシ若シ其屆出ヲ爲ササルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其屆出ヲ爲スヘシ
昭和七年七月十四日 横濱區裁判所

本籍及最後ノ住所千葉縣市原郡八幡町八幡
千六十一番地 不在者 角谷 得二
明治十五年十二月十六日生
右不在者ニ對シ利害關係人角谷門三ヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和八年一月二十五日午前九時迄ニ當裁判所ニ生存ノ屆出ヲ爲ササルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其屆出ヲ爲スヘシ
昭和七年七月十四日 千葉區裁判所

本籍及最後ノ住所千葉縣印旛郡木下町竹袋
千四百五十一番地 不在者 長坂 忠孝
嘉永四年十二月十六日生
右不在者ニ對シ利害關係人長坂ふぢヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和八年一月二十五日午前九時迄ニ當裁判所ニ生存ノ屆出ヲ爲スヘシ若シ其屆出ヲ爲ササルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其屆出ヲ爲スヘシ
昭和七年七月十四日 千葉區裁判所

本籍及最後ノ住所長野縣下高井郡中野町大字
二千百五十一番地 高橋 茂吉
明治十年十月十日生
右ニ對シ同縣同郡中野町二千百五十一番地高橋茂吉ノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和七年七月十一日準禁治産ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和七年七月十六日 長野區裁判所

第16672号

本籍及最後ノ住所熊本縣下益城郡河江村大字北新田五百四十一番地　不在者　吉村　善七
嘉永六年六月八日生
右不在者ニ對シ　利害關係人吉村サモヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和八年一月二十四日午前九時迄ニ當廳裁判所ニ生存ノ届出ヲ爲スヘシ若其ノ届出ヲ爲サルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ届出ヲ爲スヘシ
昭和七年七月十四日　熊本區裁判所

◎失踪宣告

本籍及最後ノ住所島根縣能義郡島田村大字黒井田千百五十一番地　不在者　永田良三郎
右ニ對シ利害關係人永田熊太郎ノ申立ニ因リ當裁判所ハ昭和七年七月十五日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和七年七月十五日　松江區裁判所

◎除權判決

横濱市中區太田町一丁目十番地　申立人　株式會社鈴木辨藏商店
右法定代理人取締役　鈴木彦太郎
左記記載ノ證券ニ付申立人ノ申立ニ依リ公示催告ヲ爲シタル處昭和七年七月一日午前九時ノ期日迄ニ權利ノ届出並ニ證券ノ提出ヲ爲シタル者ナキヲ以テ當裁判所ハ申立人ノ申立ニ基キ前記證券ノ無效ヲ宣言ス

昭和七年七月一日　横濱區裁判所
判事　加納駿平

證券ノ表示
一船舶名稱國籍　帝國汽船聖光丸一船長名梅林政輔一運送品用巻三等神力玄米五百叺（二百七）一叺入總數（八四斗入）一荷送人氏名田中亀次郎一荷扱人朝鮮郡山港郡　山海運株式會社一荷受人横濱市中區太田町一丁目十番地株式會社鈴木辨藏商店一船積港朝鮮郡山港一陸揚港横濱港一運賃金前拂一船荷證券作成ノ年月日昭和四年四月十五日

◎復權申立

大阪市東成區上辻町二十三番地　破產者　兵頭　公一
右ノ者昭和七年六月二十五日當裁判所ニ復權ノ申立ヲ爲シタリ
右公告ス
昭和七年七月十八日　大阪區裁判所

海部郡牟岐町大字蘭字大平間三十一番地　破產者　福井　民藏
右同所　破產者　福井助右エ門
右者ヨリ當裁判所ニ復權ノ申立ヲ爲シタリ
一復權申立ニ關スル書類ハ利害關係人ノ閲覧ニ供スル爲メ當裁判掛ニ備ヘ置ク
一債權者ハ本公告アリタル日ヨリ三月内ニ復權ノ申立ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得
右公告ス
昭和七年七月十五日　德島區裁判所

◎復權許可

佐賀縣神埼郡三田川村大字田手一五四〇番地　破產者　眞崎　三郎
右ノ者ニ對シ當裁判所ハ昭和七年六月二十九日左記ノ如ク決定シ該決定確定シタリ
眞崎三郎ノ復權ハ之ヲ許可ス
右公告ス
昭和七年七月十五日　佐賀區裁判所

◎破產管財人變更

佐賀縣唐津市大字唐津二四一四番地　破產者　中村理三郎
右ノ者ニ對スル昭和六年（チ）第六號破產事件ニ付破產管財人松下安ノ辭任ヲ許可シ更ニ左ノ者ヲ本件破產管財人ニ選任ス
佐賀縣唐津市大字唐津　辯護士　田中廉吾
昭和七年七月二十二日　唐津區裁判所

◎破產手續廢止

新潟市流作場千五百五十五番地　破產者　小山　保房
右ノ者ニ對スル昭和六年（ツ）第三號破產事件ニ付破產者ヨリ破產申立ニ因ル破產廢止ノ申立アリタルヲ以テ當裁判所ハ破產者及ヒ破產管財人ノ意見ヲ求メタル上其ノ申立ヲ相當ト認メ決定スルコト左ノ如シ
主文
本件破產手續ハ之ヲ廢止ス
昭和七年七月二十三日　新潟區裁判所

◎債權者集會期日

右ニ對スル昭和六年（ケ）第二三號破產事件ニ付强制和議ノ爲メ當裁判所ハ來ル昭和七年八月十二日午前九時債權者集會ヲ當裁判所ニ招集ス
昭和七年七月十九日　函館區裁判所
判事　井上敏夫

◎債權調査續行期日變更

佐賀縣唐津市大字唐津一四一四番地　破產者　中村理三郎
右ノ者ニ對スル昭和六年（チ）第六號破產事件ニ付債權調査續行期日ヲ昭和七年九月六日午後一時ニ變更ス
昭和七年七月二十二日　唐津區裁判所

◎破產配當ニ關スル除斥期間

横濱市鶴見區生麦町千五百八番地　破產者　金子　悟郎
右ノ者ニ對スル大正十五年（ホ）第二一號破產事件ニ付最後配當ニ關スル除斥期間ヲ配當ノ公告アリタル日ヨリ起算シテ二週間ト定ム
昭和七年七月二十一日　横濱區裁判所

横濱市鶴見區鶴見町千一番地　破產者　鹽持正相續財產
右ノ者ニ對スル昭和四年（ホ）第二九號破產事件ニ付最後配當ニ關スル除斥期間ヲ配當ノ公告アリタル日ヨリ起算シテ二週間ト定ム
昭和七年七月二十二日　横濱區裁判所

◎行旅死亡人

本籍氏名不詳年齡二十四五歲職人又ハ商人風ノ男身長五尺二寸餘顏稍圓ク色白中肉鼻目口並髮濃密歯牙完全其他特徵ナシ著衣茶色メリヤスシヤツ二枚黑繻子足袋ヲ穿ツ其他所持金品ナシ
右去月二十六日本村大字後濱村字惠茶人二番地惠茶入川口海岸波打際ニ於テ屍體發見シタルモ引取人ナキタメ假埋葬ス心當リノ者ハ當役場ニ申出テラルヘシ
昭和七年六月六日　北海道厚岸郡濱中村役場

◎日本銀行週報

●兌換銀行券發行高毎週平均高報告（自昭和七年七月十七日至昭和七年七月二十三日）

發行兌換銀行券		九五九〇六六〇〇〇
準備	金貨及金地金	四三九〇六六二〇〇〇
	公債	一〇六六六八三五六〇〇〇
	政府證券	九四五二四二七〇〇〇
	手形	五四五一七九四五〇〇〇
	合計	二七四九一七四〇〇〇
		五三〇六三〇五〇八〇〇〇
資本金	負債ノ部	六〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（昭和七年七月二十三日）　円

積立金及損益金　一一九四〇〇一三四一〇
發行兌換銀行券　九七七六三五六八五〇〇〇
政府預金
政府當座預金　七四九七〇二六〇八一
其他　二七七九四一三八二七二
計　三五一九一一六七四三五四
一般預金　一一〇七六一三六〇八六〇
小額紙幣準備寄託金　一一〇〇〇〇〇〇〇〇〇
其他　一一〇一八一七一九四八四
總計　一七四二三五一四五三一〇八

資產ノ部
拂込未濟資本金　一五〇〇〇〇〇〇〇〇
現金及地金　四二九〇六七一二四五七〇
金貨及金地金　七一二七一二七七九五
其他　五〇〇二九四四六二三六五
計　六八五七一五三九三〇一〇
割引手形　二一〇〇〇〇〇〇〇〇
政府一時貸金　七五四六七一二三二一五〇
政府法定貸金　三〇三六七九一二〇九〇
貸付金　二九七五一八〇一一〇〇〇
外國爲替貸金　一一七五三五〇七八四五〇
公債　二〇六八七一四五七九〇五
代理店勘定　二六九一〇〇五三七九三
政府期定特殊預金　二一一三八〇〇〇〇〇〇〇
小額紙幣準備保管金　二一一〇四八〇一一一四五
其他　一七四二三五一四五三一〇八
總計
昭和七年七月二十六日　日本銀行

◎外國郵便物東京中央郵便局締切日時表

通常

普通書類	月日	時	月日	時	
●南支那香港海峡殖民地フィリピン群島英領印度等行	七、二六前	八半	—	—	長崎 エムプレスオブアブルシオ號
	同三〇前	八半	七、二九後	一〇	門司 香取丸
	同三一前	八半	同三〇後	一〇	同 ありぞな丸
●濠洲、新西蘭等行	七、三〇前	八半	七、三〇前	九半	同 めるぼるん丸
同三〇前	八半	同三一後	一〇	同	
同三一後	一〇	同三一後	一〇	同	
●關領東印度行					
同三〇後	七半	同三〇後	六半	同三〇後	九半 神戸丸
同三〇後	七半	同三〇後	六半	同三〇後	九半 神戸丸
（御影）					みらん
神戸局溢トス					ありぞな丸及めるぼるん丸ノ小包ハ

諸官衙　各會社銀行　商店必需品!!

ミカド複寫紙

耐久・鮮明

大阪市東區上辻町二十三番地
東洋複寫紙製造合資會社
（見本送呈）

社會式株部電力
社債償還公告

第六回物上擔保附社債（昭和七年八月拾五日償還）
償還期日　金壹萬五千圓也
償還場所　株式會社日本興業銀行本支店

債番	償還金額	債番	償還金額
五千圓券		自 至	
8	805	369— 372	5.726—5.730
25	852	473— 476	6.011—6.015
86	860	737— 740	
93	940	829— 832	五百圓券
119	946	1.206—1.210	自 至
185	998	2.096—2.100	8
208	1.048	2.546—2.550	25
302	1.148	3.101—3.105	86
480	1.158	3.626—3.630	93
570	1.171	3.656—3.660	137— 138
681	1.206	3.721—3.725	268— 270
786	1.263	3.956—3.960	315— 316
792		3.996—4.000	壹百圓券
壹千圓券		4.396—4.400	自 至
自 至		4.426—4.430	36— 40
29— 32		4.686—4.690	121— 125
97— 100		4.936—4.940	426— 430
341— 344		5.436—5.440	461— 465
		5.486—5.490	
		5.551—5.555	

諸官衙用

一等賞金牌受領　東京府御用達
料理の家　OMAPI 花
電話小石川（八三二）番　淺草商店

資本金壹千萬圓
諸積立金參百五拾五萬圓
火災、海上、運送各保險
東京市京橋區京橋二丁目二番地
千代田火災保險株式會社
電話京橋（56）五一三三番・五一三三番・五一三三番・五一三三番・五一三三番・五一三三番

代理店
内外國
三千餘

▲支店▼
大阪　東區今橋一丁一九（電話本局五九五〇番）
京都　中京區烏丸通六角下ル（電話本局七七八番）
横濱　中區辨天通六丁八一（電話本局一三二一番）

取締役社長　門野幾之進
取締役伯爵　樺山愛輔
取締役　松原重榮
取締役　益田太郎
取締役　成瀨正行
取締役　福澤大四郎
取締役　岩倉道俱
取締役　赤星鐵馬
取締役　山名次郎
監査役　神戸
監査役　福澤
監査役　山名
監査役　内藤
監査役　近藤

特許實施廣告

一特許第八四八一七號　壓力液體原動機
右特許權者　モリスゲル、インゴルビー及ゼ、ヴエリアブル、スピードギマリミテット
一特許第八五六三四號　機雷
右特許權者　ヴイカース、アームストロングス、リミテット
一特許第七一一九五號　砲架ニ關スル改良
右特許權者　フレデリック、ウイリアム、スカーフ
右特許權者ノ代理人ナル左記（御照會ヲ乞フ）
昭和七年七月二十七日
東京市麹町區九ノ内二丁目六番地八重洲ビルディング
岸法律事務所

特價 ￥5.50

"マルゼン"自動番號器

機能優秀、日常繁劇な使用に堪へ
しかも類器中初めて見る新低價

標準型連續
正副、繰返しの
三樣式
字體甲乙丙三種

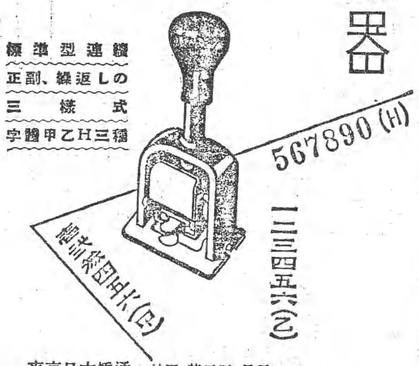

東京日本橋通・神田・芝三田・早稲田・丸ビル
丸善株式會社
大阪・神戸・京都・名古屋・横濱・福岡・仙臺・札幌・京城

優良國産選定

優秀、完備、内外、類二比類ナシ

電動輪轉式 堀井謄寫機 第五〇號

自動給紙機
自動インキ供給機
即刻乾燥自動計算裝置
電動鈴

販賣元
堀井謄寫堂本店
東京帝都神田區田町三番地
電話・神田 8〇8・三〇9・二〇8・番四特殊電
横濱・浜松・日濱・浜上・所張出店支

【最新刊】
前關東廳理事官 布勢信平 編
滿蒙權益要錄
菊判クロース裝函入・六三五頁 特價參圓・書留送料貳拾壹錢

◎帝國の生命線滿蒙權益の一切初めて公開さる!!

滿蒙は帝國の生命線にして權益は帝國の生命である。如何に滿蒙調査團と雖も之に干渉を許さず、如何なる國と雖も之に容喙を許さぬ。而して帝國の生命滿蒙權益とは何か？此の根本問題を知らずしては最早何人も滿蒙を語り得ず、之を明にせぬために徒らに一般國民の不安を煽り因循姑息時宜を誤らしめんとするものがある。吾人は之を深く憂へ、滿蒙に於ける我行政・司法・軍事・鐵道・土地・居住・營業・鑛山・林等一切の既得權益の公開の認可を乞ひ、茲に初めて權益範圍と性質を明にして一般國民の確固たる認識を促したものである。本書は滿蒙に於て時々に發生する諸問題を卽座に解決し、滿蒙を語り或は之を知らんとする者の缺くべからざる滿蒙辭典として時局重大の折柄帝國臣民必讀の書である。(關東廳認可)

◎本書により對滿蒙問題の國論を統一せよ!!

(內容見本進呈)

發行所 東京市神田區表神保町貳番地 電話神田三六七六番・振替東京四〇三五番 精文館

定價 一ヶ月 一部 九十五錢 一冊八十錢 (外國郵便ニテ八錢 但ル地域ニ各送料共)
廣告料 本欄一行 六行一回ノ分 三十錢 一行 五段五錢 四段十錢 增

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

社債償還公告

當社第拾回社債償還ノ爲メ抽籤致候處下記ノ通リ當籤致候間元利金御受取被下度候

償還金額 貳拾五萬圓也
償還期日 昭和七年八月拾五日
支拂場所 三井信託株式會社 安田信託株式會社 山一證券株式會社 小元證券株式會社 野村證券株式會社 (各社本支店出張所)

五千圓券（甲號）		壹千圓券（乙號）					
26	219	自	16	至 20	自	761	至 765
33	220	自	71	至 75	自	841	至 845
53	251	自	91	至 95	自	866	至 870
85	312	自	111	至 115	自	876	至 880
94	315	自	151	至 155	自	881	至 885
113	317	自	181	至 185	自	901	至 905
115	330	自	251	至 255	自	956	至 960
133	334	自	276	至 280	自	1001	至 1005
146	348	自	441	至 445			
169	351	自	526	至 530			
179	362	自	551	至 555			
183	366	自	586	至 590			
196	367	自	596	至 600			
202	370	自	666	至 670			

昭和七年七月 樺太工業株式會社

(本書ノ大サハ國定規格A4判)

特 19672 号 文

雜報

453

齋藤內閣總理大臣訓示

昭和七年七月十八日　地方長官會議における內閣總理大臣齋藤實氏の訓示は　左の通りである。

諸君　今回特に諸君の　會同を煩しましたのは、現下の重大なる時局に關し、政府の所信を明かにし、これが匡救に最善の努力を望むがためであります。

不肖　遽に組閣の　大命を　拜し、恐懼措く能はず、愼重熟慮いたしました結果、　刻下の難局に際し區々たる一身を顧みるに遑なく、躊躇　大命を奉じ、乃ち各方面の協力を求め、いはゆる擧國一致內閣を　組織いたし、　上　叡慮に　應へ奉り、下國民の寄託に副はんことを期し、夙夜思慮、輔弼の重任を完うせんことを　勉めてゐる次第であります。

今やわが國は寔に重大なる　時機に直面してゐると存じます。積年　打續く　財界の深刻なる不況に伴ひ、民心の不安焦燥は甚だしきを加へ、寔に憂慮に堪へないのであります。この秋に方り徒らに政爭に日を曠うすべきに非ざるは、國民の齊しく自覺する所でありまして、擧國一致內閣の存在理由もまたこの國民的信念に　外ならないと信ずるのであります。しかもこのことは獨り中央政府においてのみならず、地方政界においてもまた從來の政爭に超越して協力一致以て現下の難局打開に專心努力すべきものと思ふのであります。

現內閣は議會召集中に　成立いたしました關係上、これが對策につき十分なる審議を盡くすの餘裕がなかつたため、從前の政府が考究したる諸方策中緊要なりと認めたるものは、大體これを踏襲し去る第六十二回帝國議會に追加豫算案並各般の法律案を提出し、その協賛を經て目下實行に著手してゐるのでありますが、これが所期の目的を達成するためには、諸君の協力に俟つところ極めて多く、就中土木事業の如きは農村の窮狀打破に資するところ尠くないのでありますから、その效果を大ならしむるは、諸君の實情に適應せる措置と機宜を失せざる執行とにかゝつてゐる次第でありますから、諸君は各所管大臣より指示せらるゝところに從ひ、万遺漏なきを期せられたいのであります。

農山漁村、中小商工業者の疲弊困憊甚だしき現狀を匡救せざるべからざることについては、御承知の如く衆議院において　決議案の通過を見たのでありますが、固より政府においてもその感を同じくするものでありまして、殊に緊要かつ急切と認むる諸般の施設に關しては、目下最大の努力を以て、これが準備を進めつゝある次第でありますから、その議會の協賛を經ることを要するものについては、來るべき臨時議會に提案いたすべく、その議會の協賛を俟たずして　實行し得るものについては、成案を得次第出來得る限り速に實行いたしたい考であります。しかしながら、現下の窮狀は地方により、その程度必ずしも一樣でありませぬ。故に諸君は各地方の現狀に應じ、これ等政府の施設の相呼應し遺乏の實情に即して、迅速有效なる計畫を立て　熟議專に當られんことを希望する次第であります。

今日の不況はその由つて來るところ既に久しく、單に一時的現象ではありませぬから、獨り公の施設のみを以て、これが救濟を完うし得るものではありませぬ。國民が克く內外の情勢を國難の實相とを理解し、徒らに他力の救援にのみ俟つことなく、相率ゐて自奮自勵、全能力を傾倒して勤儉業に勵み、窮迫の悲境を離脫するの勇氣と發奮更生の決心とを以て難局の打解を期し、更に進んで公共奉仕の精神を發揮し、應分の犧牲をも敢て辭せざる愛國的熱情を以て、事に當ることが最も肝要であると信ずるのであります。若しこの自力更生の建設的努力を基礎とせずして、徒らに政府の保護救濟にのみ倚賴せんとするの　趨向を馴致するが如きことがありましたならば、政府諸般の施設も遂に所期の效果を擧げ得ざるのみならず、その餘弊のおよぶところ、げだし測り知るべからざるものあるをおそれざるを得ませぬ。幸にして輔近國民の間においても、この難局に奮起し、疲弊窮迫の裡にも、いはゆる自力更生の聲を擧げ、わが國民性の眞價を發揚するの　氣運將に熟し來らんとしております。ことは、私の衷心慂びに堪へないところであります。諸君はこの湧き出でつゝある國民精神――國民の問題は　國民自らの力によつて解決せんとする貴重なる精神の作興に、益々力を致すと共に、政府の施設と相俟つて各地方の實情に適切なる方策を樹立し、以て國民生活の整備振興に全力を傾注せられんことを、切に希望して已まないところであります。

更に一言いたしたいと思ひますのは、政界革新の問題についてであります。現內閣は既に述べました通り、現下の重大なる時局に稽へ、いはゆる擧國一致の基礎の上に　組織せられたのでありまして、立憲政治更新のために政界の淨化を圖り、その積弊を芟除することを以て、重要なる使命の一といたしてゐるのであります。近時政爭意と激烈となり、國民をして立憲政治の前途に疑惧の念を懷かしむるが如き傾向あるは、誠に遺憾の極みであります。今にしてこの弊風を矯正するに非ざれば、前途寒心に堪へざるものがあると考へますので、政府においては或は選擧法の改正を企圖し、或は官吏の身分保障の方法を講ずる等、鋭意これが對策に勉めております。しかしながら、その宿弊の久しき單に中央政府の努力のみを以て、これが矯正を完うし得るものではありませぬ。苟も職を公に奉ずる者は中央と地方とを問はず、またその地位の輕重を論ぜず、各自擧つて常に奉公の赤誠を盡し、以て眞面目なる國民の胸底に湧き起りつゝある政界革新の輿論を尊重し、この目的の貫徹に邁進するの急務なるを痛切に感ずるものであります。即ち地方長官が庶政を處理するに當りては、常に公至公平專ら地方民の利害休戚を念とし、誠意と溫情とを以てこれに滋み、理盡き情到りてその間何等の隔閡ならしめ、以て國民の信賴に反かざらんことを期すべきであります。

顧て諸君管內の實狀を見ますれば經濟上、社會上、思想上幾多急迫せる重大問題は、諸君の面前に山積してゐるのであります。それがため都鄙に論なく、或は陳情運動に奔走し、或は種々の會名の下に決議をなし、甚だしきにいたつては、流言蜚語を放ち良民を惑動するが如き、傾向すらなきにあらず、この間に處して事態の緩急を識別し、時難を救ひ時弊を矯むるは、諸君の勇邁堅實なる獻身的努力に俟たなければなりませぬ。諸君はこの重責に顧み能く政府の意のあるところを諒せられ、地方民をして時局の眞相を理解せしめ、協心戮力以てこの難局に處せしめ、各々光輝あるわが國運を肩に荷ふの意氣と覺悟とを以て、更に奮勵せられんことを衷心より希望して已まないのであります。今日こそ地方長官が振ひ起つて昔日の弊風一掃、挺進心を碎き力を盡くし專ら身を各般の行政に委ねて他を顧るに遑あらざるべき秋であります。邦家のため益々自重自愛せられんことを祈ります。

大戰以來の婦人の雇傭狀態

（その二）

國際勞働局東京支局

婦人勞働の特別にさかんな國は　フランスである。一九〇六年に婦人就業者の數は六百六十万、一九二一年には領土の擴大を別にしても七百四十万に增加した。だが、この數字はまだ戰時狀態の影響をうけたものである。なぜならば、フランス

付録

では特に軍隊の復員や兵士の平時の職業への歸還がおくれたのであるから。アルサス＝ロレーンを入れると、一九二一年の婦人就業者數は八百六十万であり、最も新らしい統計である、一九二六年の數字は七百八十万に減少した。この八十万の減少が他方で五十万人以上の人口增加と同時に生じたものであることを考へると、その意味するところは甚だ大きいのであらう。

他の國々でもほゞ同樣な婦人勞働の減退を示してゐる。例へば、オランダは婦人就業者の割合は、一九〇九年の國勢調査以來殆んど變化してゐない。スイスでは、婦人就業者總數は一九〇〇年から二〇年までに、およそ二万五千人を增加し、同じ期間の男子の就業者の增加率一八％に對し、女子のそれは三三％といふ大きな割合であつた。だが、それも勞働年齢にある女子人口（十五歳から六十五歳）に對する割合としてみれば、一九一〇年の四二％から一九二〇年には四一％に下つてゐる。

このやうな婦人勞働の次第に減少して行く傾向は、ひとり先進工業國のみに限られたものではない。この一般的な例證は日本である。日本では、その人口の大增加にもかゝはらず（ヨーロッパにおける唯一の類例はロシアのそれで、一八七二年から一九二五年までに、女子人口は一千七百万から二千九百万に增加した）、そして、その增加率は最近五年間に年々一・五％といふ割合であつたにもかゝはらず、婦人勞働は停滯してゐた。しかし一回の國勢調査の結果から日本における婦人勞働の減少を正確に調査することはできない。それに、この國勢調査で用ゐられてゐる分類では、自己の勞働のみに依存する從業者、職業なきも充分なる生計あるもの、および自己の生計を他に依存してゐるものに分けてゐて、ヨーロッパの事情との比較は困難とされてゐる。日本内地だけの統計によると、職業婦人は十歳乃至六十九歳の女子人口中の四八％を占めてゐる。その外家庭使用人を加へるならば、この割合はより高いものとなり、日本の全婦人の約六割が就業者であると見られやう。

これと同じやうな高い割合をやはりヨーロッパの農業國でも見出すことができる。ブルガリアの統計が正確なものとすれば、この國は殆んど大部分の婦人が働いてゐるものといへる。けだし、十五歳以上の女子七五％、その外ポーランド、エストニア、フィンランド等でも、勞働年齢にある女子人口に對する就業婦人の割合は六〇％から七〇％に達してゐる。

婦人就業者の減少した職業

元來、農業は婦人勞働にとつての最初の活動部面であつた。農業の重要さの大きい國はほど、勞働婦人の數は多いのであつた。この傾向はある一國内の地方〳〵における差異にあらはれてゐる。例へば、オーストリーの如きその一九二三年のセンサスによると、ヴィエンナでは勞働年齢にある婦人の四八・二％が就業してゐるのに對し、低部オーストリーでは六五・七％、ティロルでは六一・三％、カリンティアでは七二％弱といふ狀態である。

産業化の進むのにつれて、舊來の婦人的職業から新らたに新分野への婦人の移動が生じて來る。前に掲げた統計資料によると、少數の例外を除いて、婦人勞働は全體として停頓のまゝであるか、ないしは減少さへしてゐることが明らかになつたが、それなら今度は、婦人勞働の性質にどんな變化がおこつたかといふことが、非常に興味のある研究題目となる。

日に日に婦人の從事する職業は增してゐて、社會生活における婦人の役割は、耐えず重要さを加へてゐる。統計によらなくとも、若干の産業部門が最近に多數の婦人を吸收しはじめたことは確實でなければならない。このことは、論理的にいつて他の職業における減退を意味する。なぜならば、就業者總數には殆んど變化がないのであるからである。

そこで、われ〳〵は各國の狀態を調べて、なにか明確なる傾向はないか、またその同似性から一般的な過程の起つたことを確認し得るかを究めてみたい。

右に述べた通り、農業は婦人就業者數の減少した主要な職業部門である。この農村離脱の最も著しかつたのは、元來、農業における婦人就業者が、ヨーロッパに比べて驚くほど少ない合衆國においてであつた。一九一〇年の例をとると、この國の婦人勞働者の割合は僅かにドイツのそれの五分の一に過ぎなかつた。このやうにヨーロッパ諸國に對して、一九一〇年における農業の婦人就業者の割合は少ないものであつたが、次の十年間にはさらに減少した。即ち一九一〇年には全婦人就業者の二二・四％が農業に從事してゐたが、一九二〇年にこの割合は僅かに一二・七％となつた。絶對數としての減少はさらに甚だしい。農業内の婦人勞働者は、男の二千万人に對して、僅かに約百万人を數へるにすぎなかつた。

これをドイツに比較するなら、その對照はさらに甚だしい。そこでは農業に働らく婦人は男子よりも多いのであるから、ドイツにおける狀態は、一見したところ農業内の婦人就業者の減退といふ前提と矛盾するかのやうである。この部の婦人勞働者は一九〇七年と二五年との二回のセンサスの間に約百万ほど增加したが、この增加はこの期間における婦人勞働の激增した一面を示めすものに外ならないのであつて、婦人就業者總數に對する比例は、かへつて一九〇七年の四七％から一九二五年の四三・三％に低下したのである。

フランスでは、一九二一年から二六年までに五十万人以上を減少したさきにあげたこの五年間における婦人就業者減少の大部分といふものは、つまりこの農業婦人の減少に歸せられるものなのである。イングランドおよびウェールスでも、農業に從事する婦人は、およそ二万人の減少をみてゐる。その他多くの國々でも、婦人就業者が增加もしないし、減少もなく停滯してゐるのの如何にかゝはらず、同樣の現象を見出すことができる。

産業化の進むにつれて、舊來の婦人的職業から新らたに新分野への婦人の移動が生じて來る。前に掲げた統計資料によると、少數の例外を除いて、婦人勞働は全體として停頓のまゝであるか、ないしは減少さへしてゐることが明らかになつたが、それなら今度は、婦人勞働の性質にどんな變化がおこつたかといふことが、非常に興味のある研究題目となる。

日に日に婦人の從事する職業は增してゐて、社會生活における婦人の役割は、耐えず重要さを加へてゐる。統計によらなくとも、若干の産業部門が最近に多數の婦人を吸收しはじめたことは確實でなければならない。このことは、論理的にいつて他の職業における減退を意味する。なぜならば、就業者總數には殆んど變化がないのであるからである。

そこで、われ〳〵は各國の狀態を調べて、なにか明確なる傾向はないか、またその同似性から一般的な過程の起つたことを確認し得るかを究めてみたい。

右に述べた通り、農業は婦人就業者數の減少した主要な職業部門である。この農村離脱の最も著しかつたのは、元來、農業における婦人就業者が、ヨーロッパに比べて驚くほど少ない合衆國においてであつた。一九一〇年の例をとると、この國の婦人勞働者の割合は僅かにドイツのそれの五分の一に過ぎなかつた。このやうにヨーロッパ諸國に對して、一九一〇年における農業の婦人就業者の割合は少ないものであつたが、次の十年間にはさらに減少した。即ち一九一〇年には全婦人就業者の二二・四％が農業に從事してゐたが、一九二〇年にこの割合は僅かに一二・七％となつた。絶對數としての減少はさらに甚だしい。農業内の婦人勞働者は、男の二千万人に對して、僅かに約百万人を數へるにすぎなかつた。

これをドイツに比較するなら、その對照はさらに甚だしい。そこでは農業に働らく婦人は男子よりも多いのであるから、ドイツにおける狀態は、一見したところ農業内の婦人就業者の減退といふ前提と矛盾するかのやうである。この部の婦人勞働者は一九〇七年と二五年との二回のセンサスの間に約百万ほど增加したが、この增加はこの期間における婦人勞働の激增した一面を示めすものに外ならないのであつて、婦人就業者總數に對する比例は、かへつて一九〇七年の四七％から一九二五年の四三・三％に低下したのである。

フランスでは、一九二一年から二六年までに五十万人以上を減少したさきにあげたこの五年間における婦人就業者減少の大部分といふものは、つまりこの農業婦人の減少に歸せられるものなのである。イングランドおよびウェールスでも、農業に從事する婦人は、およそ二万人の減少をみてゐる。その他多くの國々でも、婦人就業者が增加もしないし、減少もなく停滯してゐるのの如何にかゝはらず、同樣の現象を見出すことができる。

昭和七年會社銀行定期採用狀況概況

中央職業紹介事務局

全國四百八十八箇所の銀行會社につき、その定期採用狀況を調査するに、回答を得たのは四百三十五箇所であつて、そのうち採用のあつたのは百九十七箇所（四五・三％）である。

採用者總數は三千三百八十二人であつて、これを教育程度別に見ると、大學卒業以上のもの九百八十人、專門學校卒業以上のもの　五百九十八人、中等學校卒業以上のもの千八百四人である。

これを事務、技術別（學歷により工、理醫、農學科出のものは技術者に屬する）に見れば、事務方面のもの二千七百十二人、技術方面のもの六百七十人であつて、さらに性別に見ると男子二千九百四十人、女子四百二十二人である。

次に入社希望者數に對する採用者數の割合をもつて、その採用率を見れば、總數においては一二・一％であつて、これを教育別に見れば　大學卒業以上八・一％、中等學校卒業以上一八・二％である。これを前年における採用率と比較するに、總數において〇・二％上昇し、大學卒業以上において一・六％の上昇を見、專門學校卒業以上において三・五％の著しい低下を示した。

なほ、採用者の給料を月收平均について見れば大學卒業以上の事務六十一圓七錢（前年七十六圓八十二錢）技術七十四圓三十四錢（前年七十六圓十三錢）であつて、專門學校卒業以上の事務五十二圓六十錢（前年五十二圓九十五錢）技術五十四圓八十二錢（前年五十九圓九十六錢）中等學校卒業以上の事務三十三圓三錢（前年三十五圓五十六錢）技術三十五圓四十一錢（前年三十六圓六十五錢）である。

これによつて見るに、各教育程度共前年に比して、本年の給料額はその低下したことを示してゐる。

業種別	大學卒業以上			專門學校卒業以上			中等學校卒業以上		
	事務者	技術者	計	事務者	技術者	計	事務者	技術者	計
銀行	一二一	—	一二一	六六	—	六六	三五九	—	三五九
信託會社	一一	—	一一	—	—	—	一八	—	一八
保險會社	二七六	—	二七六	一一七	—	一一七	三一四	二	三一六
電氣瓦斯水道會社	三八	二六	六四	一九	二三	四二	七七	六三	一四〇
電鐵鐵道會社	七〇	三二	一〇二	三三	三五	六八	二八四	一〇五	三八九
汽船會社	一六	—	一六	五	一三	一八	七	二	九
鑛業會社	三二	三九	七一	一七	三二	四九	一一	二六	三七
工業會社	四八	五三	一〇一	四八	八六	一三四	一〇二	八六	一八八
運輸倉庫會社	一二	—	一二	一二	—	一二	三二	—	三二
新聞通信社	六一	二	六三	一四	—	一四	一四	六	一〇
商業會社	四一	五	四六	一二	—	一二	一二	—	一二
雜會社	九〇	七	九七	三九	一六	五五	二四九	四四	二五六
計	八一六	一六四	九八〇	三九三	二〇五	五九八	一五〇三	三〇一	一八〇四

保健上より見たいはゆる國立公園（その五）

内務技師　南崎　雄七

（三）山の空氣と硫化水素　空氣中に遊離される場合は、有機物の分解によるが即ち便所下水等の周圍の空氣に存在するが、時として溫泉地帶、噴火口附近に含有されることがある。少量の場合は何等の害を來たさないが、〇・一％以上に達すると粘膜の刺戟症狀を呈し、倦怠、頭痛、嘔吐を起す、多量になると卒倒することがある。硫化水素のあるなしは先づ臭氣にてこれを知ることができる。簡單な方法は鉛糖水に濡した紙で試驗すると、その黑色に急變することによつて、何人もこれを容易に知ることができる。

（四）山の空氣と塵埃　空氣を不良ならしめるものに塵埃と細菌とがある。空氣中に浮遊する塵埃には、有機物、無機物を問はず種々雜多のものが存在する。その大きさも肉眼にて見ることを得るものあり、またそうでないものあり、土地狀況によつて千差萬別である。われ〳〵の日常生活する室内の空氣は實に、この塵埃にて充滿してゐるものである。殊に掃除や衣服着脫、床の上げ下げ等の場合には、殊に著しいものがあり、また都會の事務室、多數人の集合する場所の塵埃は、實に驚くべき浮遊塵埃の海である。

これ等の實驗は細隙より射入する日光または顯微鏡で始めてこれを認識し得るものである。大路に舞ひ上る砂、土、石粉、炭粉、馬糞、毛髮、食片、綿片、衣類等の細片等はいふまでもなく、その大なるものは風によつて四散し沈澱するが、その細片はいはゆる天塵となつて數千メートルの高さにまで達し得るものである。しかして、この細微な塵埃は〇・二――〇・四ミリメートル（一秒に）の速力を有する微風でも空氣中に飛揚する。しかして、この塵埃は濕氣の多い時は少なく、濕氣の少ない時は多い。雨後は雨前よりも、夜は晝よりも少ない。雨の後遠くの山などの鮮明に見ゆるのは實に空氣中の塵埃の少ないのによるのである。また雨天や降雪の際には塵埃は少ない。

塵埃の量は平均一立方メートル中に、都市の空氣は六――二三グラムであるが、田舍の空氣は〇・二――〇・四グラムであるが、田舍の空氣は〇・一立方インチの空氣中に、田舍では二千箇、都市では三百万箇、室内では三千万箇といはれてゐる。空氣中の塵埃を增加せしめるものに煤塵があるが、その發生場所は多く都市であつて山や海には極めて少ない。たゞ風のために都市より來るものがあるが、塵埃も山で森林地帶などをもつてゐるところでは、植物の葉の繁つた層で濾過されるから、その樹下や林間道では全く無塵となる。從つて山でも樹木のない山と樹木や草木の多い山とでは、その衛生上からの利害には著しい相違がある。つまり常綠樹帶の如きは、最も良好な一大自然空氣塵埃濾過器である。山で樹木のない山は衛生上から見ると、その效力が一段と低位になることになる。また樹木がなくとも草叢で全山覆はれてゐるものと、俗にいふハゲ山、石コロ山、スナ山では、山上より吹き來る風のために塵埃を飛散せしめると、そうでないとの相違がある。從つて衛生上からは前者の方が有利である。

空氣中の塵埃のわれ〳〵身體におよぼす影響は、第一に器械的の障碍である。殊に塵埃中に堅鋭いもの〻存在の多い時は眼の結膜を刺戟して結膜炎を起し、鼻カタル、急性咽頭カタル、咽喉カタル、氣管支カタル等を起す。殊に山岳等あつて、草木や樹木の少ない山であつて、塵埃の飛散する如き場所では、寒冷の空氣とその中に含有する塵埃によつて、鼻咽頭氣管等の炎症をひき起すものである。從つて、肺に對し最も悪しき影響を與へることになる。また絕へず多量に吸入する如きもの、例へば石工の如きは、石肺、炭肺等の病變を起すものである。これは解剖的所見によつて、古より醫學に忘せるもの〻實驗するところである。殊に塵埃中に鑛物質の多い時は、急斷にこれ等のカタル症狀の現はれるものである。また塵埃中に特に毒物を混ずる時は中毒を起す。例へば鉛分を混ずるものは鉛中毒を起す。その他植物の花粉が病の原因となることがある。西洋にある枯草病（ヘイ、ヒーバー）の如きそれである。

筆者はかつて農村における、住民の糞便の顯微鏡檢査に從事した時、農村民の糞便中に初夏の候には松の花粉の出て來る事實を知つた。これ等の花粉が呼吸器の粘膜に附著し、刺戟症狀を與へることは少なくないと考へられる。農村住民に比較的氣管支炎、殊に慢性氣管支炎の多いのは、おそらくある種の樹木や草花中の花粉が原因してゐるのではなからうかと、ひそかに考想しつゝある一人である。これ等の研究は將來國立公園の進捗と共に、農村衛生や國民保健の上から、興味ある研究問題であると思ふ。

日本アルプスのお話（その一）

内務省囑託　柴田　常惠

日本アルプスとは神戸にゐた、イギリスの一宣教師ウエストンが、一八九六年にロンドンで出版した著書によつて、始めていひ初めたところで比較的に新らしい。

この名がわが國において便宜上より襲用され、北は白馬、立山より、南は遠江の地域におよぶ一脈の高山地帶を指すやうになり、分つて北アルプス、中央アルプス、南アルプスの三區となすが、高峻な危峰怪嶽重疊して偉觀を呈しいはゆる日本アルプスの眞價を有するは、いふまでもなく南は野麥峠の北方なる乘鞍に起つて、北は白馬、立山におよべる北アルプスである。

この地域は夙に學者によつて唱導される飛騨山脈に屬するものが、飛騨、信濃、越中の境域を劃する自然の造る大障壁で、一部は越後におよべる尤大な地域で、しかも交通殆んど絕えて容易に越へることができないので、各々の地方においてそれ〳〵の名勝を有したが、僅かにその一部を指すに過ぎない。高地の名は相當に廣く知られてゐ

第1672号 官報 昭和七年七月二十七日

るが、從來はカミダチまたはカミウチといつたが、上高地の文字を當てたもので、穗高、常念の二山系にかこまれた狹長な盆地帶を指すに過ぎない。黑部峽谷の名も越中方面に屬する地域を包括するが、その他の大部分には全く淺交渉といはなければならない。從つて、廣い地域を一括して日本アルプスの名稱が襲用され、廣く知られるにいたつたことは故あるが、延びては大和アルプス、九州アルプスなどの濫用を見るにいたつたが、日本アルプスの名稱さへも、ウエストンがロンドン出版の著書において始めて意義あることで、またその他の山岳に對しては、心すべきものといはなければならない。

既に概括すべき名稱が從來はなかつたから歷史上の關係も富士や日光における如く全體に亙つた事項は乏しく、方面を異にしたそれ〳〵の地方を中心としたものとなるのは止むを得ない。しかして、飛騨、信濃、越中、越後の四箇國に亙るとはいへ、飛騨には高山盆地を有するが、その地が山岳に圍まれた狹小地域で、僅か三郡をもつて一國を形成した程度で、史上に重要な事項が起るべき性質を有さない。越後にいたつてはその地域が跨るといふ程度で、國の中心でなければ、格別の事件がこの方面に起らなかつた。

しかるに、信濃側では廣く發達した松本平の平野を擁して、本州第一の大河である信濃川の上流犀川の水源となり、越中側では黑部川の水源地たるだけでなく、その國の平野よりは殆んど何れの場所でも望見される。若も兩者の平地帶に人文の發達を見るにいたらば、何等かの交渉が日夕の視界に映ずる、日本アルプスの高山地帶に起らざるを得ない。その後の變遷と共に幾多の事件がこれに伴つて生ずる譯で、歷史的關係は結局信濃、越中の兩國が主要であるといへやう。

太古の石器時代において、日本アルプスを圍む地域に既にその住民の存したことは明瞭で、その遺蹟を存するもの多く、種々の遺物も發見されてゐて、飛騨には乘鞍山脚に近い大野郡丹生川村日影などがあり、信濃には常念山系の東側に當る、南安曇郡の梓、小倉、島川、西穗高、有明の諸村から、北安曇郡におよんで多くを見るところから、この時代のものが相當に多數に生活せしものと見られ、越中には當願寺川を溯つた立山の芦峰、黑部川に沿つた愛木村や下立の嘉例澤にも見受けられる。

この方面のことは、從來全く閑却された上に、現今とても未だその研究が盛んとはいひ難く、僅かに二三の心あるもの〻搜索によつて知られし程度に過ぎない。分布にも廣汎な地域とて、將來の發見によつて、分布の擴大を見るにいたるものと察せられるが、現在の事實のみでも、古く石器時代の住民が周圍の地帶に占居したことは明白である。

次にかれ等の遺物たる土器、石器を見るに、飛騨、信濃、越中の三國とはいへ、形式や製作の上に共通の性質を有して、明かに地方的の特徴を備へ、相互の間に一種の連絡があつたことを物語つてゐる。高峻なる大山脈がかれ等にとつてさほどの障壁たる能はず、何れかの方法で交通がその間に開けてゐたと見ることを要する。低地を大迂廻したと解するも或は可なるべきも、石器時代の遺物が案外に高山の頂上などに存するのは、既に他の地方において知られることで、かれ等が國境を劃するこの大山脈を横斷し、彼我の間に往來しないとは斷しかねる。未だかれ等が何れの徑路を取つたかは徵證を擧げることはできないが、若しもこの方面の搜索にして行渡れば、ある程度までこれを確認し得る時期に達するかと思はれる。

はるかに後世のことであるが、飛騨の國司姉小路秀綱が沒落するに當り、夫人等と共に松倉城より遁れて平湯に出て、信濃峠を越えて上高地に出たことがある。また佐々成政はひそかに富士城を出でて雪中を侵し、佐良〳〵峠を踏破して信濃に入り、遂に三河に達したやうなこともある。嶮峻な深山幽谷を跋渉するのは、却つて未開人の方がむしろ得意とすることなどを思へば、石器時代の頃にはこれを越えて、彼我の間に交通のあつたことも考へられる。しかしこのことのあつたと思はれるのは、石器時代の先住民のことで、同じく太古の時であるが、われ等の祖先である彌生式土器時代およびこれに引續ける古墳築造の時代にいたつては、むしろこのことが見られなかつたと思はれる。

先住民はなほ狩獵本位の生業を營んだから、生活の根據たる住居地も平地よりはいくらか高地帶に占められてゐたが、われ等の祖先にいたるも、未だ文化の程度はさほど進歩をしないので、なほ石器使用の形迹があるから、竪穴住居も營まれたとはいへ、既に狩獵本位の生活より轉じて、農耕を主とするやうになつてゐる。從つて、農耕の場所たる平地に親しむ必要を生ずるから、その住居の地點が、一體に先住民より著しく低地にあるのは、何れの地方でも認められる。

日本アルプスを圍む地域においても同樣の狀態を呈してゐる。

最近刊行官廳刊行圖書抄報

左記は各官廳近刊書中當局へ著到分の一部

◎航空記事　第二六號　（陸軍航空本部）

陸軍航空本部發賣（麴町、半二）　四〇錢　送料共

◎蠶業試驗場報告　第八卷　第三號　（農林省蠶業試驗場）

成美堂發賣（日本橋通三丁目）　六〇錢　送料四錢

◎關東州貿易月表　三月分　（關東廳）　五〇錢　送料二錢

中日文化協會發賣（大連市）

◎巴奈馬共和國事情　（外務省）

◎昭和七年度道府縣營業稅一覽　（內務省）

◎ニカラグア警察軍隊ニ關スル米尼協定　（海軍軍令部）

◎岡山醫科大學紀要　第三卷　（岡山醫科大學）

◎帳簿副製品目錄　（商工省製鐵所）

◎簡易保險　第三七號　（遞信省）

◎運輸成績統計月報　昭、七、一月分　（朝鮮京畿道）

◎桑樹栽培法　（臺灣總督府）

◎臺南州要覽

◎樺太廳中央試驗所時報　第三期　第一〇號　（樺太廳中央試驗所）

◎東京府工業物一覽　昭和五年　（東京府）

◎大阪府工業年報　昭和六年　（大阪府）

◎耕地整理事業大要　（兵庫縣）

◎雲仙岳大觀　（長崎縣）

◎靜岡縣の柑橘　昭和六年　（靜岡縣）

◎稻作肥料配合便覽　（鳥取縣）

◎昭和七年度產業奬勵施設概要　（鳥取縣）

◎岡山縣金融要覽　（岡山縣）

◎愛媛縣地方改善事業概要　（愛媛縣）

◎高知縣水產要覽　（高知縣）

◎福岡縣の農業　（福岡縣）

◎絲茶機械製造法の概說　（熊本縣農事試驗場）

なほ、各官廳刊行物の全部及びその內容等についての詳細は、當局發賣の「官廳刊行圖書目錄」に登載されてゐる

前週の官報に

◎朝鮮昭和五年國勢調査記念章（令、勅令）　一八日

◎日中國際旅客および荷物聯絡運輸規則（鐵道省告示）　一八

◎買收生絲審査會設置並に同委員、幹事嘱託および任命（藥報）　一八

◎六月中に於ける函值增減額（同）　一八

◎七月一日現在米見積高（同）　一八

◎北海道および全國本年麥豫想收穫高（同）　一八

◎北海道、東北六縣、新潟および長野「ナタネ」麥豫想收穫高（同）　一八

◎貴族院伯爵子爵議員當選（帝國議會）　一八

◎昭和六年十月乃至十二月の出生、死亡　一九

報（藥報）

◎生絲檢査所官制中および朝鮮總督府濟生院官制中改正並に奏任文官特別任用令中改正その他（勅令）　二〇

◎五月末內地在籍船舶現在數（彙報）　二〇

◎五分利國庫債券（第六十一回）發行規程（大藏省令）　二一

◎失業對策委員會官制（勅令）　二二

◎賣藥部外品取締規則（內務省令）　二二

◎農林省官制中および農林部內臨時職員設置制中改正その他並に生絲需要增進調査會官制および寄生蟲豫防法施行期日並に同法施行規則（勅令、內務省令）　二二

◎史蹟名勝天然紀念物保存法により東大寺境內外十件指定（文部省告示）　二三

◎國庫歲入歲出現計　昭和六年度（彙報）　二三

◎七月十五日現在大藏省預金部狀況（同）　二三

特許 1672号